

安全センター情報2019年9月号 通巻第474号
2019年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2019

9

安全センター情報

正しよう! 石綿健康被害救済法

2019年5月24日(金) 衆議院第一議員館 大会議室



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真: 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の省庁交渉

全国労働安全衛生センター連絡会議
第30回総会 9.28-29 大阪開催

日時: 2019年9月28日(土) 13時～29日(日) 12時

■第1日目—2018年9月29日(土) 13～17時 学習講演会

会場: 宇都宮市民プラザ多目的ホール

〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り4丁目1番1号 TEL: 028-616-1540

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/shiminplaza/1006315.html>

講演① 「『働き方改革』一括法案をめぐる取り組みの総括と今後の課題」

嶋崎量(ちから)氏(弁護士、神奈川総合法律事務所、前日本労働弁護団事務局長)

講演② 「足尾鉍毒事件」

赤上剛氏(「渡良瀬川研究会」副代表、田中正造研究者)

■懇親会・宿泊: 宇都宮ホテル丸治

〒320-0034 栃木県宇都宮市泉町1-22 TEL: 0120-37-0215

<http://www.maruij.jp/access.html>

■第2日目—2018年9月30日(日) 9～12時 第29回総会

会場: 宇都宮ホテル丸治7階松の間

〒320-0034 栃木県宇都宮市泉町1-22 TEL: 0120-37-0215

<http://www.maruij.jp/access.html>

以下のようなテーマを取り上げることが計画しています(ご意見・ご提案歓迎)

地方公務員災害補償

パワーハラスメント防止法制化

第29回総会議事

■参加費 13,000円(宿泊、懇親会・朝食込み)

会員の皆様には別途お申込み用の返信用葉書をお届けさせていただきます。

9月15日までにお申込みいただくようよろしくお願いいたします。

■主催

主催: 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL: 03-3636-3882

FAX 03-3636-3881 joshrc@jca.apc.org

■地元受入団体

宇都宮地区労働組合会議

宇都宮市民ユニオン

佐野地区労働組合会議

わたらせユニオン

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2018年→2019年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 労働安全衛生対策	11
4 化学物質対策等	15
5 労災補償対策	16

統計資料	18
------------	----

2018年度労働基準行政関係通達等	58
-------------------------	----

安全センター情報2018年度目次 ⁷⁾	79
--------------------------------------	----

全国安全センター規約・規定	87
---------------------	----

全国安全センター第30回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	71
第2号議案 2018年度収支決算案	75
第3号議案 2019年度収支予算案	77
第4号議案 2019年度役員体制案	78

労働安全衛生をめぐる状況

2018年→2019年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働

者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1（18頁）参照）。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1.html>）に掲載されている（当初は概況等のみ、2015年度分以降は全文）。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

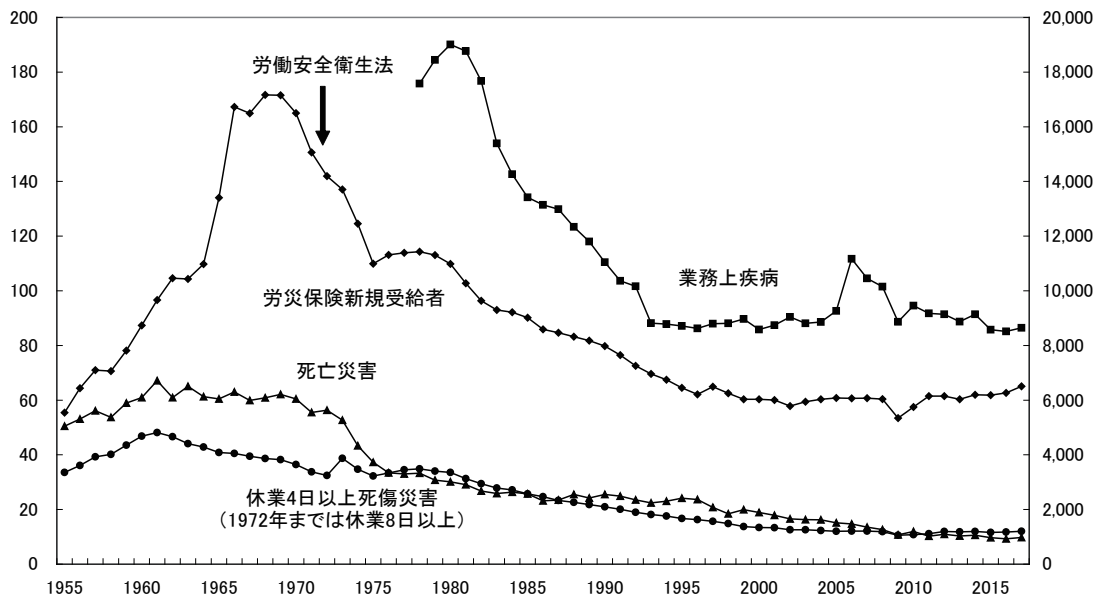
● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは

労働災害・職業病の推移

労災保険新規受給者◆・死傷災害●(万人)

死亡災害▲・業務上疾病■



「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった。2019年は5月17日に公表されているが、なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告

より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいう。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになっている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況									
大	小	CODE	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)			124,603	112,478	114,135	114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	123,162
	01	骨折	62,654	57,019	58,223	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	61,557
	02	切断	4,517	3,817	3,918	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	3,150
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	18,031	16,570	16,802	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	17,892
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	18,894	16,936	17,070	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	16,465
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	15,719	13,905	13,794	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	11,630
	06	外傷性の脊椎損傷	646	590	665	655	630	665	652	646	608	650
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	343	332	361	390	429	405	371	398	376	372
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,859	2,445	2,441	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	2,450
	12	01から08までに掲げるものの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	940	864	861	433	274	254	152	162	385	352
疾病「補償件数」(表4参照)			10,148	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	8,644
負傷+疾病合計「補償件数」			134,751	120,528	123,592	123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	131,806

1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである(2007年度以前分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数(表4(27頁)参照)を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、次頁表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り(網掛け部分)、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになって

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適) による	傷病性質コー ド別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2012	119,535		123,312
2013	116,311		121,113

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの（届出1,664人、公表2,827人）を除く。

た。しかし、現在リンクが切れてしまっている。報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載から掲載日（6～7月）が確認できていたのだが、2018年分についてはここにも掲載がない。前出の「職場の安全サイト」のほうから何とかたどりつくことができるようだ。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会が

ら発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2（20頁）及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになっている。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、分野別の政策＞雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞業務上疾病の認定＞業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）のページがつけられ、2017年度分が掲載されているので、公表の継続を期待したい（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyomu_00531.html）。

この調査結果には、第1～11（2009年分以前は1～9）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業が

労働安全衛生をめぐる状況

ん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2018年度は基補発0723第3号通達「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月21日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成29年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4（27頁）にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、4枚の集計表のみである。前出のとおり、2002年分以降には「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも含まれている。表9（38頁）に紹介した2017年度分の都道府県別データも、別の集計表だが、こうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2（20頁）で「補償件数」として示してある。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない）。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる（2010年分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の

業務上疾病			
年	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」による とされる	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

なお、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計・災害事例」には、「労働災害動向調査」、「業務上疾病発生状況調査」（前述のとおり、これが現在リンクが切れてしまっている）、「労働安全衛生特別調査」、「熱中症による死亡災害発生状況」、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」、「化学物質による労働災害発生状況」、「技能講習の登録機関及び修了者数」、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」も掲載されるようになっている。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。ホームペー

ジ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降については年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1(年別全国)及び表8(都道府県別)に示した基本情報はこれらによって確認できる。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表(適用状況〔合計〕(都道府県別))。労災保険新規受給者数、障害(補償)給付一時金新規受給者数、遺族(補償)給付一時金新規受給者数、葬祭料(葬祭給付)受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況(業務災害+通勤災害+二次健康診断等給付)」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源(前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある)。障害(補償)年金、傷病(補償)年金、遺族(補償)年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表(障害補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、年報第7-15表(傷病補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、第7-13表(遺族補償年金受給者数(都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算))によっている。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底にして増加傾向に転じており、2017年度は20年前のレベルにまで戻ってしまっている。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2017年度の労災保険新規受給者は、業務災害570,049人(87.6%)、通勤災害80,485人(12.4%)、合計650,534人(100%)であった。

その発生年度別内訳は、2017年度492,076人(75.6%)、2016年度154,498人(23.7%)、2015年度

2,884人(0.4%)、2014年度565人(0.1%)、2013年度124人、2012年度以前387人、となっている。

● 死亡災害

死亡災害は、2015年以降1,000人を下回る状況を継続し、何とか減少傾向を継続していると言えるような状況で、2018年は過去最低の909人であった。

第12次労働災害防止計画は、「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標を掲げ、達成可能と予想されていたのだが、結果的に1,093人から978人へ10.5%の減少にとどまり、達成できなかった。2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。

一方、2017年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は2,919人で、業務災害2,687人(92.1%)、通勤災害232人(7.9%)。発生年度別では、2017年度690人(23.6%)、2016年度871人(29.8%)、2015年度370人(12.7%)、2014年度156人(5.3%)、2013年度90(3.0%)、2012年度以前742人(25.4%)という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に、2013～2018年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

● 死傷災害

死傷災害は、2010年の105,718人を底におおむね増加気味、2016年以降、3年連続の増加になってしまった。

第12次労働災害防止計画の「2012年と比較して2017年までに15%以上減少」させるという目標に対して、結果は119,576人から120,460人へ0.7%の増加であった。第13次労働災害防止計画は新たに「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げた。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たっては、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになっている。

● その他

労働安全衛生をめぐる状況

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
合計	全業種	13,386,833	31,825	1	2,738,788	86.1	10,616,220	333.6
2017	製造業	133,557	160	1	26,674	166.7	106,723	667.0
	鉱業	641	13	1	209	16.1	419	32.2
	建設業	55,562	323	1	15,129	46.8	40,110	124.2
	運輸業	44,869	163	1	18,351	112.6	26,355	161.7
	林業	2,924	40	1	1,314	32.9	1,570	39.3
	その他	412,981	279	1	58,783	210.7	353,919	1,268.5

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上」の災害件数（休業4以上の死傷災害災害－死亡災害）及び「休業3日以内+不休災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4以上の死傷災害災害）」の比率を別掲表に示した。

過去22年の平均では、この比率は1:86.1:333.6ということになるが、経年的な変化に加えて、業種別のばらつきも著しい。とりわけ林業では、休業4以上の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建

設業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用していかなければならないはずである。

● 業務上疾病

業務上疾病（職業病）は、補償件数で、2002年度の8,810件を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響（過去死亡事例を含めた認定増加）で2006年には11,1713件に増加。最近では、2015年度8,574件、2016年度8,512件、2017年度8,645件という状況である。

次頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

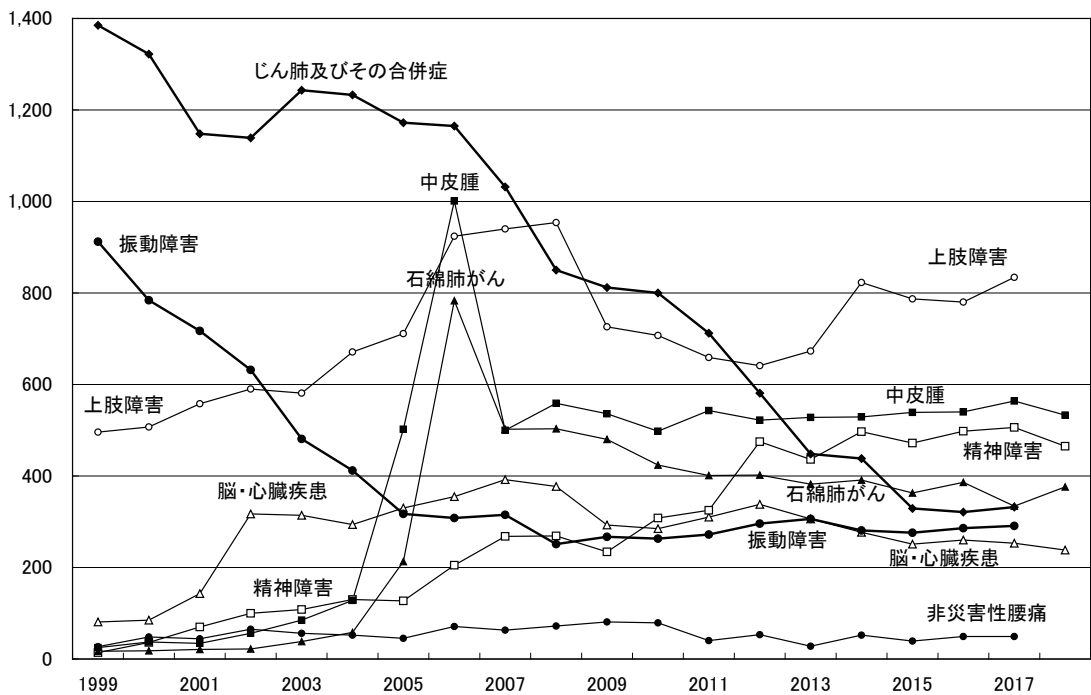
伝統的な職業病の双壁のひとつ－「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性

肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いていた後、2015年度以降は横ばい状態になっている。もうひとつの伝統的な職業病の双壁－「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんど横ばいか微増のようにみえる。

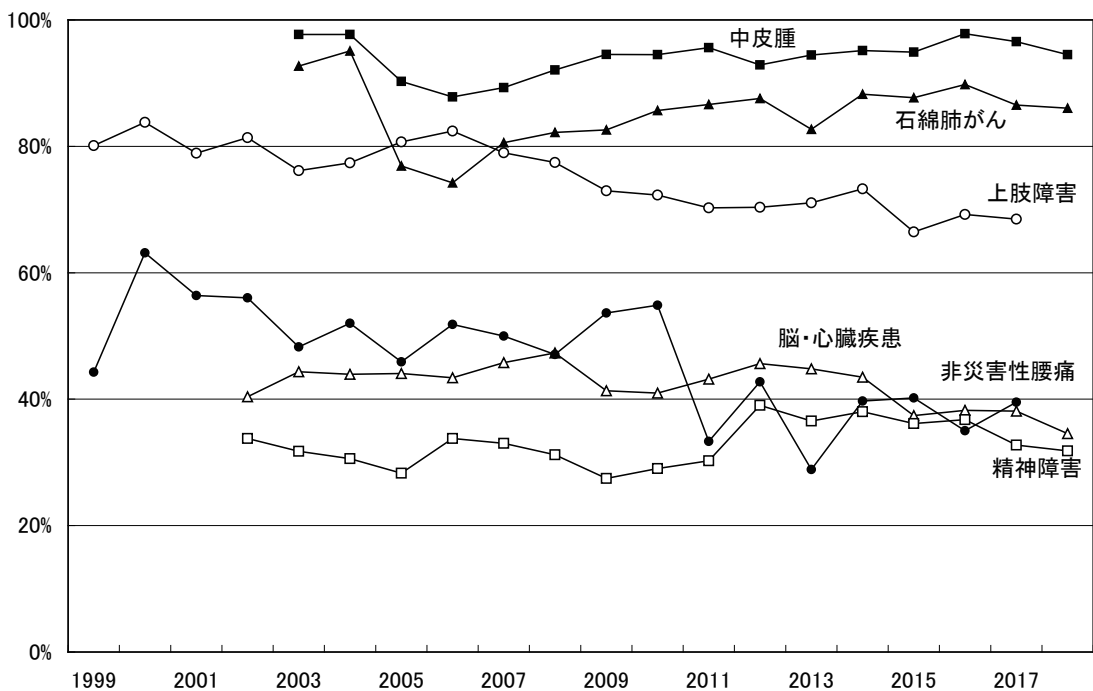
「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示して、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、増加傾向にあるようにみえる。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



労働安全衛生をめぐる状況

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2017年度末	2017年度	2017年度	2018年(暦年)			2017年(暦年)
製造業	12.8%	14.7%	20.5%	20.1%		21.9%	18.1%
建設業	23.4%	8.9%	8.5%	34.0%		12.1%	7.9%
運輸業	2.6%	4.9%	6.9%	13.4%		15.4%	13.5%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%		0.2%	0.7%
林 業	0.5%	0.1%	0.4%	3.4%		1.1%	59.8%
その他	60.5%	71.3%	63.5%	28.8%		49.5%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実 数	2,828,062	58,361,548	650,534	909		127,329	7,861

害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえることが気になる。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じ、2011・12年度は増加したものの、2013年度以降再び減少傾向にあるようにみえる。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して「石綿肺がん」も上回ったが、2014年度以降は横ばい、2018年度はやや減少してしまった。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(30頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①＝認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②＝認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下図は、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」で90%に迫りつつあったが、2018年度は減少して86.0%、その次が「上肢障害」で70%前後である。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は減少傾向にあり、2018年度は34.5%で過去最低。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、その後停滞・減

少、2018年度は31.8%に減少してしまっている。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、40%以下で動揺している。

なお、「災害性(負傷による)腰痛(1-1)」と「異常温度条件による疾病(2-4)」、「その他の物理的因子による疾病(2-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(3-5)」では系統的に、「化学物質による疾病(4-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病(6)」でも一部、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである(表2-1から表2-3)。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして別掲表に示した。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2017年の54.1%へと経年的に増加し続けている(表3-1)。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる(表3-2)。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人→2014年25,427人→2015年24,025人→2016年21,897人→2017年21,321人→2018年20,840人と人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人→7,164人→6,782人

→6,324人→6,432人→6,447人(27%弱～30%)、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人→2,227人→2,159人→1,978人→1,991人→2,018人(全体の8～9%強)という状況である。2017・18年は、自殺者数の全体は減少しているのに、「被雇用者・勤め人」「勤務問題」は前年よりも微増している。

なお、「労働安全衛生に関する調査(労働安全衛生特別調査)」の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

「技術革新と労働に関する実態調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「労働安全衛生基本調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働者健康調査」が廃止されていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%であった。

2013年及び2015年以降は毎年、「労働安全衛生調査(実態調査)」が行われ、2017年調査結果までが公表されている。

労働者調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」-2013年52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」-2015年55.7%<2016年59.5%>2017年58.3%

事業所調査では、実施しているまたは取り組んでいると答えた割合が、以下のとおりとなっている。

リスクアセスメント-2013年60.7%>2015年47.5%>2016年46.5%>2017年45.9%

メンタルヘルス対策-2013年60.7%>2015年59.7%>2016年56.6%-2017年なし

ストレスチェック-2013年26.0%>2015年22.4%<2016年62.3%<2017年64.3%

パワーハラスメント防止対策-2013年56.0%-2015年以降なし

受動喫煙防止対策-2013年85.6%<2015年87.6%>2016年85.8%>2017年85.4%

非正規労働者に対する安全衛生教育-2013年

52.9%-2015年以降なし

労働安全衛生活動への外部専門家等の活用-2013年22.1%-2015年以降なし

高齢者の労働災害防止対策-2013年64.6%-2015年なし>2016年55.7%-2017年なし

腰痛予防対策-2013年65.3%>2015年61.5%2016年%、2017年なし

熱中症予防対策-2013年77.0%、2015年なし<2016年81.0%-2017年なし

がん、糖尿病等の私傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組-2017年46.7%

製造または譲渡・提供する化学物質すべてに安全データシート(SDS)表示:安衛法第57条該当化学物質-2016年49.1%<2017年69.1%

同前:安衛法第57条非該当危険有害化学物質-2016年40.9%<2017年62.6%

化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント:安衛法第57条該当化学物質-2017年52.8%

同前:安衛法第57条非該当危険有害化学物質-2017年41.5%

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるようになっている(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html>)。

さらに、2017年7月26日に厚生労働省は、「ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表」した。これによると、実施事業場の割合は全体で82.9%(50～99人規模78.9%～1,000人以上の99.5%)。受検率78.0%、医師による面接指導を受けた労働者の割合0.6%、集団分析の実施状況78.3%、といった状況である。厚生労働省ホームページに「心理的な負荷の程度を把握するための検査実施状況」のページができていますので、継続的に公表されるかもしれない(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html)。

3. 労働安全衛生対策

● 労働災害防止計画

2018年2月28日に、2018～2022年度を対象期間

労働安全衛生をめぐる状況

とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた。

① 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる

② 死傷災害（休業4日以上）については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた（「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた）。

全体目標・重点業種目標以外の目標としては、仕事上の不安等について相談先が職場にある労働者の割合90%以上、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上、ストレスチェック結果を集団分析しその結果を活用した事業場の割合60%以上、危険有害性化学物質についてラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合80%以上、第三次産業・陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害5%以上減少、職場での熱中症による死亡災害5%以上が掲げられたほか、以下の8項目が重点事項とされた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

● 働き方改革関連一括法案の成立

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が、全国過労死を考える家族の会をはじめとした多くの反対を押し切り強行採決に

よって、2018年6月29日に可決成立された。

以下を含めた労働基準法による労働時間制度の見直しのほか、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等の改正が、2019年4月1日以降、施行されている。

- ① 時間外労働の上限規制の導入（月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度）
- ② 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置の廃止
- ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得（10日以上付与される労働者に対し、5日について毎年時季を指定して付与）
- ④ 労働時間の状況の把握の実効性確保（労働安全衛生規則で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを規定）
- ⑤ フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長
- ⑥ 特定高度専門・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設（労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定の適用除外）

2018年12月21日には「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会報告書」が公表され、2019年1月15日に基発0115第5号「時間外・休日労働の適正化に係る指導について」、同年4月1日に基発0401第25号「当面の労働時間対策の具体的推進について」も示されたところである。

法案審議過程で撤回された裁量労働制対象業務の拡大については、あらためて検討会を立ち上げて検討するものとされ、裁量労働制実態調査に関する専門検討会が開催されている。2019年1月25日には基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」も示されている。

労働安全衛生法改正の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 労働時間の状況の把握義務の新設
- ② 医師による面接指導の拡大（長時間労働者

が100時間超から80時間超に改正されるとともに、100時間超研究開発業務従事者、100時間超高度プロフェッショナル制度対象者が追加され、ストレスチェックによる高ストレス者も含めると、4種類になった)

- ③ 産業医・産業保健機能の強化(権限の付与、必要な情報の提供、安全衛生委員会への報告、業務内容の周知等)
- ④ 労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱い(2018年9月7日に「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」策定)

改正労働基準法のほうで、限度時間超長時間労働者、研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度対象者に対する「健康福祉確保措置」が規定され、選択的措置「医師による面接指導」等があげられていることにも留意が必要である。

上記の労基法・安衛法改正はすべて、2019年4月1日に施行されており、厚生労働省は「『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』の実現に向けて」のページをつくって、関係法令・公示・告示・通達・リーフレット等の情報を提供している(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)。

● パワーハラスメント防止対策

2018年3月30日に公表された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」を受けて労働政策審議会雇用環境・均等分科会で検討が行われ、同年12月14日に「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(報告書)」がとりまとめられ、同審議会から厚生労働省に建議された。

厚生労働省は2019年2月14日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」を諮問、「おおむね妥当」との答申を得て、3月8日に改正法案を国会に提出。5月29日に成立して、6月5日に公布された。

改正法は、女性の職業生活における活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、育児休業法を改正するもので、ハ

ラスメント防止対策については、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととすること」等とされている。

今後、事業者が講ずべき措置に関する指針等を整備したうえで、2020年4月1日から施行され、中小企業には2年間、努力義務にとどめる経過措置がとられる見込みである。

おりから国際労働機関(ILO)は、その創設100周年を記念するものでもある、2019年6月10～21日に開催されたその第108回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約及び勧告」が採択された。ILO条約・勧告の内容に足らない部分を早急に埋める等の対応が求められる。

● 外国人技能労働者の安全衛生

2018年末に出入国管理法が改正・交付され、2019年4月1日以降に施行されている。これにより在留資格「特定技能」が創設され、介護業、建設業など14の特定産業分野で新たな外国人労働者の受け入れが可能になった。

「特定技能外国人労働者に限らず、外国人労働者の安全衛生の確保のための適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められている」として、2019年3月28日に基発0328第28号「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」が示された。

なお、2019年1月18日には基発0118第3号「失踪した技能実習生に対する監督指導の実施について」も示されている。合わせて「原子力災害関係等」の項も参照されたい。

前出のとおり、2013年から前年の労働災害発生状況の公表に当たって「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになったが、労働者死傷病報告に国籍・地域及び在留資格を記入する欄を新設する労働安全衛生規則の改正が行わ

労働安全衛生をめぐる状況

れ、2019年1月8日に施行された。労働災害発生状況の公表では、2015年分から技能実習生の死傷者数も公表されるようになっている。

● 過労死等防止対策大綱の変更

2014年制定の過労死等防止対策基本法に基づき、翌2015年7月に過労死等防止対策大綱が閣議決定されたが、「おおむね3年を目途に必要があると認めるときに見直しを行う」とされていたことを踏まえて、過労死等防止対策推進協議会で検討のうえ、2018年7月に変更された。

新たに「過労死等防止対策の数値目標」の項目を立てて、変更前の大綱に定められた『週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下』など3分野の数値目標とともに、「2020年までに勤務間インターバル制度を導入している企業割合を10%以上とする」など、新たな3分野の数値目標を掲げるなどの変更が行われた。

● ストレスチェックの実施者追加

労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施者に、これまでの「産業保健や精神保健に関する知識を持つ医師、保健師、必要な研修を修了した看護師や精神保健福祉士」に、「必要な研修を修了した歯科医師と公認心理師」を追加する労働安全衛生規則の改正が行われ、2018年8月9日に施行されている。

● 「安全帯」から「墜落制止用器具」に変更

2018年に労働安全衛生法施行令・施行規則等が改正され、建設業等の高所作業において使用される安全帯が「墜落制止用器具」に変更されるとともに、「フルハーネス型」の使用が原則、安全衛生特別教育が必要等とされたが、これらは2019年2月1日に施行された。これに合わせて、2018年6月22日に「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」、また、2019年1月25日には「安全帯の規格」を全面改正した「墜落制止用器具の規格」が策定された。

● 伐木作業等労働災害防止対策の強化

2018年3月6日に公表された、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえて、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則が改正され、2019年8月1日以降に施行される予定である。

● プラントにおけるドローン運用

厚生労働省は、総務省消防庁及び経済産業省とともに、石油コンビナートなどのプラント保安分野におけるドローンの安全な利用の促進に向け、2019年3月13日開催の「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」で、プラント内でのドローンの安全な運用方法に関する「ガイドライン」及び国内外企業の先行事例を盛り込んだ「活用事例集」をとりまとめ、同年3月29日に公表した。全文は3省連絡会議3省共同運営サイトに掲載されている (https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html)。

● 電気期自動車整備業務の特別教育

2019年4月26日に「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会報告書」が公表され、これを踏まえた法令の見直しを進めていくこととされている。

● 労働安全衛生マネジメントシステム指針改正

2019年度地方労働行政運営方針は、「2018年3月に発効した労働安全衛生マネジメントシステムに係る国際規格(ISO45001)及び同年9月に制定した労働安全衛生マネジメントシステムに係る日本工業規格(JIS Q 45001 等)を踏まえて、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53号)を改正することとしているので、その内容を周知することで労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図るとともに、企業における自主的な安全衛生管理の推進を図る」としている。

● その他の労働安全衛生通達

2018年度には以下の通達も示されている。

- ・2018年7月27日付け基安安発0727第1号「建設現場における火災による労働災害防止について」
- ・2018年8月23日付け基安安発0823第1号「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について」
- ・2018年10月2日付け基安労発1002第3号「職域における風しん対策について」
- ・2018年10月17日付け基安安発1017第2号「テールゲートリフターに起因する労働災害防止対策の推進について」
- ・2019年2月1日付け基発0201第3号「職域における風しんの追加的対策について」
- ・2019年3月25日付け基発0325第1号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育について」

4. 化学物質管理対策等

● 政省令・指針対象物質の追加

発がん物質等は特定化学物質等障害予防規則等による特別規制の対象とされているが、この対象の追加については、①有害物曝露作業報告（労働安全衛生規則第95条の6）を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みがとられている。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページを開設（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>）。また、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>）。

2019年3月29日に公表された「平成30年度化学物質のリスク評価検討会報告書」は9物質について初期リスク評価を行った結果、1,2-酸化ブチレンについては「詳細なリスク評価」、ビフェニル、ジ

フェニルアミン、レソルシノールについては「経皮ばく露によるリスク評価」を行うとし、ノルマル-オクタン、酢酸イソプロピル、ジメチルアミン、ビニルトルエン、メチレンビス（4,1-シクロヘキシレン）=ジイソシアネートについては「リスクは低い」とした。同日付けで基安安発0329第2号「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」が発出されている。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（がん原性指針）を公表するものとされ（法第28条第3項）、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指針対象物質」のページがつけられている（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>）。

さらに、2018年12月5日付け基発1205第4号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質903物質のうち28物質、既存化学物質のうち1物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得て、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の適用対象に追加した。これによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質980、既存化学物質236、合計1,216となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>）。

● オルトトルイジンと化学物質MOCA

2015年に福井県の染料顔料中間体製造工場（三星化学）でのオルトトルイジンによる膀胱がんの多発が発覚したことから、全国の関係事業場に対する調査が行われ、そのなかで2016年に静岡県 の化成品等製造工場（イハラケミカル）での化学物質MOCA（3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン）による膀胱がんの多発がみつかった。2018年10月19日に基安安発1019第2号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）による健康障害

の防止対策の徹底について」が発出された。

また、同年12月3日に開催された2018年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会で、オルトトリジンと化学物質MOCAの健康管理手帳の交付対象業務への追加について検討された。オルトトリジンの製造・取扱業務については、健康管理手帳の交付対象業務に追加する労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則の改正が、2019年3月19日に労働政策審議会で諮問され、「妥当と認める」との答申を得ている。

● 個人サンプラーによる作業環境測定への導入

2018年11月6日に「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書」が公表された。作業環境測定に加えて、リスクアセスメントも同時に行うことができるものとして、広範な作業場に導入することが望ましいとされ、今後、測定・評価基準、作業環境測定士養成方針等の検討を行ったうえで、法令改正の検討など必要な準備を進めていくとされている。

● その他の化学物質管理対策通達

2018年度には以下の通達も示されている。

- ・2018年9月27日付け基安化発0927第1号「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」

● アスベスト対策

2015年に国土交通省がつくった「建築物石綿含有建材調査者制度」に代えて、厚生労働省、国土交通省、環境省の3省共管による新たな「建築物石綿含有建材調査者」が2018年10月23日に創設された（講習登録規程の制定）。講義と筆記試験のみによる「建築物石綿含有建材調査者」と、実地研修と口述試験も必要な「特定建築物石綿含有建材調査者」の2種類になっている。

事前調査、石綿含有分析、事業者に対する指導等（解体業者等からの届出及び記録）、解体・改修等の作業上の措置等を検討課題にした、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会が、2018年7月9日から開催され、検討会の

下にワーキンググループも設置されている。並行して、中央環境審議会大気・騒音部会のもとに石綿飛散防止小委員会が設けられ、大気汚染防止法の見直しが検討されている。

2018年4月13日には基安化発0413第2号等「蛇紋岩等の取扱い作業における石綿粉じん等に関する留意点について」、同年4月20日には基安化発0420第1号「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」、同年12月12日には「『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018』の送付について」が発出されている。

● 原子力災害関係等

「建設機械・解体・土木」を実習職種とするベトナム人技能実習生が除染作業に従事させられていたことが発覚し、2018年3月16日に、技能実習生の除染業務禁止が閣議決定された。5月には、東京電力福島第一原発で6名の技能実習生が就労していたことが報道されて、福島第一原発での業務は実習に適合しないこととされた。

しかし、前出の出入国管理法改正による在留資格「特定技能」の創設を受けて、福島第一原発に特定技能外国人労働者を導入する計画が具体化。問題視するマスコミ報道があり、厚生労働省は2019年5月21日に「東京電力福島第一原子力発電所における外国人労働者に対する労働安全衛生の確保の徹底について」を発出し、東京電力は、当面の間、発電所での特定技能外国人労働者の就労は行わないことにすると発表した。

2018年7月23日には、基発0723第1号「『除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について』の改正について」、基安労0723発第1号「『原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について』の改正について」が発出されている。

5. 労災補償対策

● 職業病リストの改訂

厚生労働省は2018年度に労働基準法施行規則第35条専門検討会を開催し、同年11月30日にその報告書が公表された。オルトトルイジンによる膀胱がんを職業病リスト（労働基準法施行規則第35条別表第1の2）に追加することが提言され、改正労働安全衛生規則が2019年4月10日に施行された。また、専門検討会報告書では、「行政当局によって情報収集した化学物質による新たな疾病について、化学物質による疾病に関する分科会を設置して速やかに検討に着手する…ことを望む」とされている。

なお、2018年10月16日に開催された第1回専門検討会に「労働基準法施行規則別表第1の2の各号の『その他に包括される疾病』における労災補償状況結果」が報告されているので、表11（51～58頁）として紹介した。

● 介護（補償）給付額の引上げ

全国脊髄損傷者連合会の重なる見直し要請を受けて2017年に実施された「労災保険の介護（補償）給付に関する状況調査」の結果を踏まえて、同制度創設から22年ぶりに、介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額を引き上げる労災保険法施行規則改正が行われ、2019年4月1日から施行された。具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ 常時介護－最低保障額 57,190円→70,790円（23.8%増）、最高限度額 105,290円→165,150円（56.9%増）
- ・ 随時介護－最低保障額 28,600円→35,400円（23.8%増）、最高限度額 52,650円→82,580円（56.9%増）

● 毎月勤労統計不適切調査の影響

毎月勤労統計の不適切調査が発覚して、大きなスキャンダルになっている。同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している労災保険制度等における給付額にも影響が生じる。厚生労働省は、2019年1月11日以降、差額相当分の「追加給付」等についての方針を公表するとともに、ホームページに特設ページを設けて関係情報を提供する（<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

newpage_03463.html）などしている。差額相当分等を追加給付として支給するために必要な労災保険法施行規則改正も、前出の介護（補償）給付見直しと合わせて行われている。

● 電離放射線障害

厚生労働省の電離放射線障害の業務上外に関する検討会は、2018年6月27日に「膀胱がんと放射線被ばくに関する医学的知見」を公表した。

● 特定粉じんによる肺障害

2018年10月3日に、第1回「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会」が開催された。これより先に発覚した化学物質MOCAによる膀胱がんについては、多発事業所が確認されているにもかかわらず、労災申請がなされていなかったが、ようやく申請例がでてきたので、同様の検討会が開催されることになるかもしれない。

● アフターケア通院費支給対象の範囲拡大

2019年1月8日に「アフターケア通院費支給要綱」が改正され、支給対象範囲が労災保険の移送費と同じ内容に拡大された。

● 福島第一原発労働者の労災補償

職業がんについては、2015年10月 白血病、2016年8月 白血病、2016年12月 甲状腺がん、2017年12月 白血病、2018年8月 肺がん、2018年12月 甲状腺がんの6件が労災認定（不支給決定は5件、請求取り下げが2件）。また、2018年末までに、死亡災害4件を含む41件の死傷災害が発生していることが明らかになった。2018年10月には、長時間労働による致死性不整脈による死亡事例が労災認定されている。

● 副業就業者への労災保険給付

働き方改革で「副業・兼業の普及促進」が図られていることと呼応して、労働政策審議会労災保険部会において「副業就業者への労災保険給付」について検討が進められている。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年*	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況*	死傷災害発生 状況(休業4 (8)日以上)*	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,829,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018			909	127,329						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。

2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	1,329	880	449	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)―有害 光線、電離放射線、異常 気圧、異常温度、騒音、 超音波等			身体に過度の負担のかか る作業態様に起因する 疾病―腰痛、振動障害、 頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)―労働大 臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。			粉じんの吸入による 疾病―じん肺及び その合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	609	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,598	4,127	1,471	704	731	-27	312	1,308	-996	225	191	34	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
合計	299,698	245,090	54,608	28,680	31,074	-2,394	17,743	56,811	-39,068	13,456	9,917	3,539	42,930	45,924	-2,994

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (二号から十一号 までの小計)			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	184	759	-575	1,763	4,385	-2,622	7,361	8,512	-1,151
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
合計	4,696	6,317	-1,621	148	15,061	-14,913	3,240	15,589	-12,349	110,893	180,693	-69,800	410,591	425,783	-15,192

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	53	4	49
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
合計	3,184	7,584	-4,400	3,363	1,555	1,808	473	15,133	-14,660	4,408	17,014	-12,606	1,583	490	1,093

注）表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	876	1,233	-357	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	29	1	28	12	14	-2	213	177	36
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17

注) 表2-1の注に同じ。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	125,713	2,523,247	143,824	5.7%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%
2017	119,726	13,597,456	7,353,945	54.1%	72	145,751	2,803,099	163,247	5.8%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。

1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%
2017	262,056		1,456	219	9	1,684	4	0.6%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8
2017	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/~open/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/> <http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2013	2014	2015	2016	2017
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,261	4,511	4,204	4,127	4,221
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	486	508	485	459	515
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	55	58	59	49	45
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	161	160	148	178	187
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,008	3,170	2,950	2,894	2,935
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	64	81	64	68	58
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	119	160	123	154	146
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	321	321	307	271	285
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	36	37	34	36	23
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	11	16	34	18	27
二			物理的因子による次に掲げる疾病	879	708	692	731	756
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	5	3	7	7	3
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	4	1	2	1	
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2		1	2	3
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		1			
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		1			2
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	7	12	8	10	10
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	9	11	15	16	11
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	427	332	323	373	414
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	30	22	10	31	20
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	28	38	33	25	36
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	365	287	291	265	257
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2		2	1	
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,221	1,406	1,323	1,308	1,322
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	206	244	214	189	143
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	28	52	39	49	49
3	03		さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	306	281	276	286	291
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	673	823	787	780	834
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	8	6	7	4	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度				
		2013	2014	2015	2016	2017
四	化学物質等による次に掲げる疾病	218	228	192	191	213
1	01 労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	69	82	78	70	71
2	02 フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	2		1		
	03 塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患			1		3
3	04 すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	15	11	16	17	11
4	05 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	5	3	4	1
5	06 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	2	3	1	4
6	07 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	7	13	6	11	3
7	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	97	82	67	55	88
	08 （良性石綿胸水）	(44)	(32)	(20)	(20)	(39)
	09 （びまん性胸膜肥厚）	(53)	(50)	(47)	(35)	(49)
8	10 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	4	12	4	14	8
9	99 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	18	21	13	19	24
五	56 粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	448	438	329	321	332
	01 （管理4）	(117)	(132)	(85)	(102)	(111)
	02 （肺結核）	(11)	(7)	(4)	(2)	(4)
	03 （結核性胸膜炎）		(3)			
	04 （続発性気管支炎）	(254)	(208)	(179)	(149)	(149)
	05 （続発性気管支拡張症）	(1)	(2)	(2)	(3)	(2)
	06 （続発性気胸）	(17)	(21)	(15)	(17)	(25)
	07 （原発性肺がん）	(48)	(65)	(44)	(48)	(41)
六	細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	160	142	186	129	115
1	01-04 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	119	103	127	101	74
	01 （患者の診療の業務）	(15)	(10)	(11)	(9)	(15)
	02 （患者の看護の業務）	(39)	(35)	(46)	(37)	(25)
	03 （介護の業務）	(62)	(55)	(65)	(51)	(31)
	04 （研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(3)	(3)	(5)	(4)	(3)
2	05 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3	4	2	1
3	06 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	3	3	4	2	1
4	07 屋外における業務による恙虫病	14	15	15	10	9
5	99 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	22	18	36	14	30
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	939	933	922	946	924
1	01 ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	2	8	2	2
2	02 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		1	5	4	3
3	03 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

分類 大 小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2013	2014	2015	2016	2017
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	910	920	902	926	899
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(382)	(391)	(363)	(386)	(335)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(528)	(529)	(539)	(540)	(564)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	1				
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	1	1	2	2
	12	(白血病)	(1)		(1)	(1)	(1)
	13	(肺がん)					
	14	(皮膚がん)		(1)			(1)
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)				(1)	
	17	(多発性骨髄腫)					
	18	(非ホジキンリンパ腫)	(1)				
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	10	1	4	2	10
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2				2
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1		1	
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん			1		
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	10	6	1	1	1
12	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	3	1		1	1
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病				7	4
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	306	277	251	260	253
		(脳血管疾患)	(182)	(166)	(162)	(154)	(159)
		(虚血性心疾患等)	(124)	(111)	(89)	(106)	(94)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	436	497	472	498	506
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	2	1	2	1	2
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(1)		(1)		
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	0	0
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行					
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行					
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行					
合計			8,872	9,141	8,574	8,512	8,644
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			8,820	9,096	8,515	8,467	8,581
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			52	45	59	45	63
A/(A+B)			99.4%	99.5%	99.3%	99.5%	99.3%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上かけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(情報が開示されているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2015(平成27)年度			2016(平成28)年度			2017(平成29)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三二	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	107	39	58	139	49	91	140	49	75
三	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,199	787	297	1,127	780	347	1,326	834	384
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,060	941	105	1,050	946	65	1,040	922	61
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	8	0	2	2	0	3	2	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	5	0	4	4	0	2	3	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	1	2	0	0	0	0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石棉にさらされる業務による肺がん	561	529	27	595	540	12	571	564	12
9	石棉にさらされる業務中皮腫	465	391	52	427	386	44	443	335	44
10	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	3	1	5	1	1	0	0	1	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	3	0	10	6	1	4	4	1	1
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	1	0	3	2	0	0	0	0
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	4	1	2	2	0	7	10	1
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0	2	2	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	1	0	3	1	1	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	11	0	8	7	7	4	8	4	3
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	1	0	0	0	0	0	0	0
八	非災害性脳血管疾患	502	162	246	518	154	274	525	159	252
	非災害性虚血性心疾患等	293	89	174	307	106	146	315	94	159
九	精神障害等	1,515	472	834	1,586	498	857	1,732	506	1,039
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,676	2,491	1,714	4,727	2,533	1,780	5,078	2,564	1,970
		救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②			
		53.3%	59.2%	53.6%	58.7%	50.5%	56.6%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	73	71	72	79	74	69	82	79	70	71	1,972
		1	アンモニア	3	1		4	2	1	1	4	1	2	40
		2	塩酸(塩化水素を含む)	3	4	2		2	2	3	1	6	1	62
		3	硝酸	1	1			2		1			1	37
		4	水酸化カリウム	4		3	3	1	2	2			3	27
		5	水酸化ナトリウム	5	13	8	6	7	10	7	8	5	10	195
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	3	2	2		1	1	3	3	3	2	66
		8	硫酸	1	2	1	1	2		1	1	1		33
		9	亜鉛等の金属ヒューム	3		2	2	2			1	1	1	40
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛				1							9
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物		1	1	3		2	2	1			24
		16	コバルト及びその化合物							1				10
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)				1							2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	1	1	4	4	3		2	1			38
		22	ニッケルカルボニル			2								4
		23	バナジウム及びその化合物		1									1
		24	砒化水素											2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く)		1									4
		26	ブチル錫								1		1	14
		27	ベリリウム及びその化合物		1					1	2			6
		28	マンガン及びその化合物						1		1		6	14
		29	塩素	5	6	4	2	8	2	5	2	5		95
		30	臭素		1			1						9
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)	3		1		1					1	17
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	19	16	19	21	24	22	28	24	27	24	482
		34	黄りん										1	1
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物			1				1				8
		37*	二酸化硫黄	2					1					7
		38	二酸化窒素			1	1			1	2	1		26
		39	二酸化炭素				1							8
		40	ヒドラジン				1							6
		41	ホスゲン	2			1					1		6
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	1		2	4	1	7	8	3	3	2	73
		44	塩化ビニル							1				1

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1996～ 合計
		CODE												
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン											1
		47*	クロロホルム											5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン	2	2		2	1	1					22
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル				1	2						19
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)											3
		56*	1・1・1-トリクロロエタン											5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン	1			1	1	2	1	1			14
		59*	ノルマルヘキサン	1			1							11
		60	沃化メチル		1									1
		61	アクリル酸エチル			1								1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン											1
		64*	アセトン	1	1	1	2		2	1				21
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)											2
		66*	エチルエーテル											1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)											1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル			1			1				1	8
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート		1									2
		78	ホルムアルデヒド				1		1	2	1	1	2	20
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール		1		1	1					1	16
		81	メチルブチルケトン											2
		82*	硫酸ジメチル											4
		83	アクリルアミド			1								2
		84	アクリルニトリル			1	1				1			4
		85	エチレンイミン		1									5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロロヒドリン											9
		88	酸化エチレン		1		1				1		1	13
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド					1						4
		91*	ジメチルホルムアミド		1			1	1		1			23
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート		1				1	2				5

分類		疾病分類項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1996～ 合計
大	小	CODE											
		93	無水マレイン酸										2
		94	イソホロンジイソシアネート										2
		95*	シクロヘキサノール										1
		96*	シクロヘキサノール										2
		97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート	1									5
		98*	キシレン	1		1	3	3		2		1	48
		99*	スチレン							1			6
		100*	トルエン	3	5	6	2	4	4	3	7	6	126
		101	パラ-tert-ブチルフェノール										0
		102	ベンゼン		2		1						3
		103	塩素化ナフタリン									1	1
		104	塩素化ビフェニル(別名PCB)										0
		105*	ベンゼンの塩化物			2			1	1			6
		106	アニシジン										3
		107	アニリン	1			1			1			7
		108	クロルジニトロベンゼン										0
		109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン										0
		110	ジニトロフェノール										1
		111	ジニトロベンゼン										0
		112	ジメチルアニリン										1
		113	トリニトロトルエン(別名TNT)		1								1
		114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テ トリル)										0
		115	トルイジン										0
		116	パラ-ニトロアニリン										4
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン			1							3
		118	ニトロベンゼン					1					2
		119	パラ-フェニレンジアミン	2		1	1		2	3	1		21
		120	フェネチジン										0
		121*	クレゾール										2
		122	クロルヘキシジン										0
		123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)			1				1			14
		124	1,5-ナフチレンジイソシアネート								1		1
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	2		1			1	1		2	15
		126	フェニルフェノール										0
		127	フェノール(別名石炭酸)		1				1				9
		128	オルト-フタロジニトリル										0
		129	ベンゾトリクロライド								1		1
		130	無水トリメリット酸										0
		131	無水フタル酸										0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	1			1				2	1	14
		133	4-メトキシフェノール								1		1
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル				1						2
		135	レゾルシン										3
		136*	1,4-ジオキサン										0
		137*	テトラヒドロフラン		1								3
		138	ピリジン										1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1996～ 合計
大	小												
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・（2-エチルチオエル）（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルビニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロパホス）	1		1	2	1			1	1		26
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタトリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）					1						3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）									1		1
	143	N-（1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ）-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド（別名タイホルタン）											0
	144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）									1		1
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）				1							4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
	147	ブラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0
	152	アジ化ナトリウム						1					1
	153	インジウム及びその化合物											0
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
	155	過酸化水素								1			1
	156	グルタルアルデヒド											0
	157	タリウム及びその化合物										1	1
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
	159	N-（トリクロルメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
	160	二亜硫酸ナトリウム											0
	161	ニッケル及びその化合物										1	1
	162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
	163	1-プロモプロパン											0
	164	2-プロモプロパン											0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム											0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム											0
	168	ロジウム及びその化合物											0

注）＊：有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2017年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	6,872	330	44	593	88	6,477	109	136	205	6,027
せき髄損傷患者	378 (65)	450 (95)	383 (78)	11 (-)	51 (9)	383 (73)	136 (28)	83 (17)	64 (10)	100 (18)
外傷性の脳中枢 損傷患者	676 (242)	583 (200)	497 (169)	8 (1)	52 (15)	702 (257)	209 (78)	135 (52)	154 (54)	204 (73)
頭頸部外傷症 候群患者	446 (131)	401 (123)	363 (124)	1 (-)	5 (-)	478 (130)	155 (47)	84 (18)	95 (33)	144 (32)
頸肩腕症候群 患者	161	54	61	-	-	154	17	11	24	102
腰痛患者	678	568	618	3	-	625	174	116	109	226
一酸化炭素 中毒患者	5	6	6	-	-	5	2	-	-	3
振動障害 患者	5,393	257	343	67	-	5,240	148	106	260	4,726
その他の患者	22,758 (3,972)	27,204 (5,120)	25,638 (5,015)	360 (5)	93 (9)	23,871 (4,063)	8,466 (1,714)	4,587 (800)	4,541 (833)	6,277 (716)
骨折	11,454 (2,909)	16,588 (3,963)	16,109 (3,872)	32 (4)	27 (2)	11,874 (2,994)	5,293 (1,348)	2,558 (613)	2,286 (629)	1,737 (404)
切断	510 (13)	667 (9)	665 (10)	1 (-)	2 (-)	509 (12)	216 (5)	105 (1)	105 (5)	83 (1)
関節の障害	2,970 (397)	3,943 (511)	3,497 (500)	3 (-)	2 (-)	3,411 (408)	1,268 (159)	758 (81)	739 (85)	646 (83)
打撲傷	1,205 (230)	1,351 (288)	1,369 (287)	2 (-)	4 (1)	1,181 (230)	413 (97)	245 (38)	244 (47)	279 (48)
創傷	803 (79)	1,260 (110)	1,186 (95)	1 (-)	- (-)	876 (94)	334 (37)	189 (18)	186 (23)	167 (16)
その他	5,816 (344)	3,395 (239)	2,812 (251)	321 (1)	58 (6)	6,020 (325)	942 (68)	732 (49)	981 (44)	3,365 (164)
合計	37,367 (4,410)	29,853 (5,538)	27,953 (5,386)	1,043 (6)	289 (33)	37,935 (4,523)	9,416 (1,867)	5,258 (887)	5,452 (930)	17,809 (839)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2017年度/年*)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	138,179	2,046,714	81	6,676	34,379	999	895	104	46	1,045
青森	29,856	430,810	16	1,281	4,980	172	148	24	0	172
岩手	28,474	453,099	23	1,353	6,813	140	122	18	5	145
宮城	50,378	890,084	17	2,385	12,396	313	289	24	6	319
秋田	23,940	347,801	10	965	4,404	107	97	10	5	112
山形	26,407	387,247	6	1,125	6,641	129	120	9	7	136
福島	46,183	774,742	20	1,839	9,422	266	236	30	8	274
茨城	54,895	1,032,116	19	2,910	11,571	399	361	38	3	402
栃木	39,033	763,435	16	1,846	8,231	234	208	26	7	241
群馬	42,802	798,368	20	2,276	11,348	449	413	36	10	459
埼玉	107,139	2,174,803	32	5,824	35,611	717	649	68	5	722
千葉	92,028	1,826,290	43	5,099	26,506	679	609	70	7	686
東京	410,342	14,521,371	66	9,837	86,968	1,503	1,317	186	43	1,546
神奈川	142,128	3,059,637	30	6,551	40,015	1,082	985	97	14	1,096
新潟	55,788	928,162	8	2,511	13,728	336	306	30	6	342
富山	26,709	457,040	11	1,227	5,691	188	169	19	10	198
石川	27,998	474,770	12	1,153	6,277	165	152	13	5	170
福井	22,193	338,905	5	817	3,760	127	119	8	3	130
山梨	18,626	287,529	7	726	3,739	101	95	6	1	102
長野	50,028	823,779	21	2,031	10,888	241	213	28	10	251
岐阜	46,284	791,739	19	2,012	10,452	326	288	38	6	332
静岡	85,976	1,504,707	33	4,186	21,379	643	577	66	4	647
愛知	149,719	3,688,295	44	6,750	38,052	1,278	1,178	100	12	1,290
三重	39,085	673,565	19	2,161	9,544	491	450	41	4	495
滋賀	27,206	501,682	9	1,342	7,662	303	287	16	3	306
京都	58,846	1,072,592	21	2,430	12,453	577	525	52	10	587
大阪	222,121	4,867,746	60	8,345	48,005	2,157	1,994	163	22	2,179
兵庫	106,486	1,921,468	30	4,794	24,449	1,125	1,036	89	15	1,140
奈良	25,201	329,465	7	1,251	5,692	315	297	18	0	315
和歌山	26,636	318,692	9	1,116	4,894	240	222	18	5	245
鳥取	14,006	193,924	4	507	2,798	52	45	7	0	52
島根	18,185	249,605	4	722	3,561	83	76	7	1	84
岡山	44,418	788,111	19	2,113	9,837	495	449	46	14	509
広島	66,418	1,281,103	31	3,090	16,203	615	560	55	7	622
山口	32,207	545,110	12	1,277	6,308	242	225	17	4	246
徳島	18,020	253,953	8	839	3,334	184	174	10	2	186
香川	23,239	400,494	13	1,143	4,914	170	163	7	3	173
愛媛	35,098	521,922	15	1,491	6,430	317	294	23	2	319
高知	18,628	249,042	8	980	4,400	178	162	16	4	182
福岡	117,650	2,188,268	36	5,281	24,472	1,013	934	79	7	1,020
佐賀	18,085	297,146	8	1,108	4,339	146	137	9	2	148
長崎	32,185	444,333	16	1,459	5,966	216	200	16	15	231
熊本	42,362	616,847	22	1,937	7,780	218	201	17	7	225
大分	27,670	418,581	16	1,245	4,895	250	230	20	1	251
宮崎	27,230	362,437	17	1,298	6,001	213	206	7	2	215
鹿児島	38,306	560,426	21	1,961	8,300	216	189	27	1	217
沖縄	34,669	503,593	14	1,190	5,046	147	128	19	2	149
合計	2,829,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	269	160	100	60	210	14,379	472	343	58	71	5,276	8,631
青 森	25	12	10	2	26	1,914	52	5	28	19	737	1,125
岩 手	27	20	12	8	31	2,605	97	6	69	22	814	1,694
宮 城	57	30	18	12	42	4,176	152	11	102	39	1,128	2,896
秋 田	22	7	5	2	17	1,937	49	8	26	15	735	1,153
山 形	21	13	7	6	22	1,840	77	30	31	16	695	1,068
福 島	48	22	11	11	49	3,591	85	9	48	28	1,264	2,242
茨 城	50	20	11	9	50	4,017	80	17	24	39	1,789	2,148
栃 木	30	18	13	5	38	3,074	110	33	43	34	1,201	1,763
群 馬	41	18	10	8	54	3,302	138	52	49	37	1,462	1,702
埼 玉	92	43	29	14	87	6,549	83	6	35	42	3,355	3,111
千 葉	76	37	28	9	86	6,269	106	4	45	57	3,056	3,107
東 京	266	117	80	37	266	15,815	240	83	67	90	7,162	8,413
神奈川	148	68	43	25	136	9,256	160	36	63	61	4,268	4,828
新 潟	44	23	14	9	45	4,460	158	38	76	44	1,656	2,646
富 山	35	14	9	5	34	2,482	67	28	20	19	926	1,489
石 川	26	12	9	3	21	1,856	28	13	7	8	695	1,133
福 井	10	3	2	1	12	1,699	39	8	16	15	615	1,045
山 梨	21	7	4	3	10	1,320	36	10	19	7	482	802
長 野	63	25	17	8	46	3,521	94	41	25	28	1,318	2,109
岐 阜	53	23	19	4	48	4,296	137	87	31	19	1,812	2,347
静 岡	82	28	21	7	77	6,779	77	41	17	19	3,468	3,234
愛 知	136	69	41	28	140	11,423	162	80	41	41	5,764	5,497
三 重	39	12	4	8	53	3,869	200	167	12	21	1,630	2,039
滋 賀	29	6	4	2	21	2,295	78	23	31	24	1,011	1,206
京 都	45	17	7	10	72	4,064	74	34	18	22	1,948	2,042
大 阪	218	79	61	18	203	16,423	279	122	60	97	8,157	7,987
兵 庫	151	55	39	16	120	10,034	166	57	41	68	4,126	5,742
奈 良	26	14	9	5	23	1,914	32	9	17	6	814	1,068
和歌山	30	16	13	3	26	2,232	67	40	8	19	900	1,265
鳥 取	19	11	4	7	14	1,033	22	2	11	9	428	583
鳥 根	12	4	3	1	9	1,462	34	19	7	8	559	869
岡 山	111	56	42	14	74	4,739	225	175	27	23	1,583	2,931
広 島	96	44	29	15	77	6,439	139	28	40	71	2,763	3,537
山 口	53	35	22	13	34	3,174	58	18	21	19	1,146	1,970
徳 島	14	7	3	4	16	1,675	32	2	18	12	702	941
香 川	16	6	4	2	12	2,220	72	6	42	24	916	1,232
愛 媛	41	28	11	17	42	3,064	97	16	41	40	1,118	1,849
高 知	24	13	11	2	22	1,886	49	7	22	20	815	1,022
福 岡	118	57	43	14	100	8,543	235	87	70	78	3,430	4,878
佐 賀	12	8	5	3	14	1,493	87	23	51	13	509	897
長 崎	65	21	13	8	39	3,199	347	292	33	22	796	2,056
熊 本	37	17	14	3	27	3,174	295	196	52	47	996	1,883
大 分	25	6	1	5	26	2,512	107	43	42	22	851	1,554
宮 崎	33	3	3	0	9	2,048	108	31	56	21	798	1,142
鹿児島	43	17	16	1	29	2,561	85	14	50	21	1,005	1,471
沖 縄	20	8	6	2	23	988	60	11	29	20	442	486
合 計	2,919	1,329	880	449	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2017年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	259	51	50	99	23	48
	01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		36	11	3	13	1	8
	02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		0	0	0	0	0	0
	03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患		6	5	1	5	1	1
	04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛		195	34	42	74	16	36
	05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）		3	0	1	0	1	1
	06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		6	0	1	3	1	0
	07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		9	1	2	3	2	2
	08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患		3	0	0	0	0	0
	99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		1	0	0	1	1	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	61	3	5	9	4	4
			（有害光線による疾病）						
1	01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
2	02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
3	03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
4	04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		0	0	0	0	0	0
5	05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		0	0	1	0	0	0
		（皮膚障害）							
		（白内障）							
		（急性放射線症）							
		（再生不良性貧血）							
		（造血器障害）							
			（異常気圧による疾病）						
6	06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病		1	0	0	0	0	0
7	07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症		0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8	08	暑熱な場所における業務による熱中症		6	2	3	6	3	2
9	09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷		1	1	0	0	0	0
10	10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		6	0	0	2	0	0
11	11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		47	0	1	1	1	2
12	12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		0	0	0	0	0	0
13	99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	142	5	12	40	7	7
1	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）		9	0	1	1	1	0
2	02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）		1	0	0	0	1	0
3	03	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害		95	0	5	9	0	1
4	04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害		37	5	6	29	5	6
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	1	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
79	103	47	68	465	116	207	205	63	25	45	24	33	90	37	76	147	106
15	9	9	6	42	18	44	35	4	6	6	3	6	9	8	11	18	7
3	0	0	0	1	0	8	2	0	0	0	0	0	0	1	6	3	3
4	2	0	3	7	7	25	25	2	0	3	1	2	2	1	8	6	7
39	76	34	49	372	75	107	109	44	12	29	19	21	67	23	38	93	69
1	3	1	1	6	3	2	1	0	0	3	0	1	2	1	0	2	2
0	6	0	3	12	4	10	15	7	4	1	0	0	5	1	4	7	5
16	6	3	5	24	8	9	17	4	2	3	0	3	5	2	8	17	12
1	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	1	0
0	1	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
13	8	1	5	33	18	42	35	10	5	9	4	3	5	7	12	27	17
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	8	1	5	29	14	25	25	8	4	5	2	2	3	5	6	20	7
0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	2	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
7	0	0	0	0	3	1	7	2	1	3	2	1	1	2	1	3	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	43	2	20	95	118	126	83	37	3	5	15	7	23	12	26	24	13
2	6	0	1	11	51	5	8	4	0	2	0	0	2	2	2	4	0
1	2	0	0	11	7	5	3	0	0	1	0	0	0	1	4	0	0
6	1	0	0	0	1	3	4	4	1	0	6	2	3	5	2	2	5
17	34	2	19	71	59	113	68	29	2	2	9	5	18	4	18	18	8
0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	89	107	314	127	44	28
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	17	8	28	6	5	4
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	2	0	2	1	1	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	3	3	11	7	0	2
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	59	84	244	91	30	20
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	1	3	6	0	2	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	4	9	6	1	1
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	2	3	13	16	5	0
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2	0	1	0	0	1
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	1	2	0	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	7	14	33	47	6	7
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	1	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	2	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	4	10	23	16	4	4
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	2	1	4	0	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	1	1	1	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	0	2	3	30	1	3
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	37	29	79	23	9	4
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	1	4	12	2	0	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	3	2	2	1	0	0
3	03		さく岩機、鉚打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	4	6	5	4	3	2
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	29	16	60	16	6	2
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
13	21	48	86	39	44	34	61	50	265	35	67	55	51	49	75	53	4,221
2	1	6	10	8	2	2	9	3	28	3	13	8	4	4	9	7	515
0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	4	0	45
1	1	3	5	2	2	3	0	1	11	0	1	2	0	0	4	1	187
7	15	32	60	24	35	25	43	34	197	27	39	37	36	33	51	39	2,935
0	0	0	2	1	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	1	0	58
1	0	1	2	1	1	1	1	1	6	2	4	2	0	2	1	2	146
2	1	6	5	1	0	3	5	6	20	1	9	5	6	6	5	2	285
0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	23
0	2	0	0	1	2	0	0	1	1	0	1	0	3	2	0	1	27
2	4	10	20	4	12	10	29	9	52	8	20	35	24	32	22	9	756
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11
1	4	10	11	2	2	1	10	6	43	7	7	16	8	8	16	5	414
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	20
0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	2	1	0	0	2	0	36
1	0	0	9	2	10	8	18	3	2	0	9	17	15	24	4	2	257
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	5	11	40	7	13	2	15	11	20	3	13	22	25	40	7	13	1,322
0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	3	143
1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	49
2	2	0	9	0	6	1	12	6	3	0	4	15	11	36	5	0	291
0	3	10	28	7	6	1	3	5	16	2	9	6	10	3	2	10	834
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	14	2	0	1	1	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	4	2	0	0	1	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	3	0	0	1	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	4	0	0	0	0	0
	08	（良性石綿胸水）	(1)					
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(3)					
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	71	0	2	8	0	5
	01	（管理4）	(17)		(2)			(3)
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(31)			(8)		(2)
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）	(7)					
	07	（原発性肺がん）	(16)					
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	3	2	0	2	0	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	2	0	1	0	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	1	0	0	1	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	1
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	61	2	3	12	2	6
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	バーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ペンントリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
5	2	1	4	5	5	19	14	4	5	1	4	0	6	0	6	22	2
2	2	1	3	1	1	2	3	1	3	0	0	0	3	0	2	14	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	3	3	10	10	1	1	1	3	0	1	0	0	6	0
					(1)	(3)	(4)		(1)	(1)	(2)		(1)			(4)	
(2)				(3)	(2)	(7)	(6)	(1)			(1)					(2)	
0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
1	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	1
6	4	2	7	4	3	26	12	5	4	2	2	0	5	9	14	17	5
(2)	(4)	(2)	(5)	(1)		(13)	(5)	(3)	(2)				(3)	(1)	(1)	(6)	(2)
											(1)					(1)	
(3)			(2)	(3)	(2)	(12)	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)		(2)	(3)	(11)	(1)	(2)
							(1)										
					(1)	(1)								(4)	(1)	(6)	
(1)							(1)		(1)	(1)				(1)	(1)	(3)	(1)
4	2	1	0	4	5	16	11	1	1	0	0	0	3	1	2	2	4
3	1	1	0	4	5	9	9	0	1	0	0	0	3	1	1	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	0	0	0	0	0	7	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0
10	12	6	5	37	14	118	61	11	15	5	5	5	14	10	20	42	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四			化学物質等による次に掲げる疾病	2	3	8	11	0	3
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの		0	0	2	4	0	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		0	1	2	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		0	1	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚		0	0	3	6	0	2
	08	(良性石綿胸水)					(6)		
	09	(びまん性胸膜肥厚)				(3)			(2)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		0	1	0	1	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		2	0	1	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病		1	1	23	11	3	1
	01	(管理4)		(1)		(15)		(3)	(1)
	02	(肺結核)							
	03	(結核性胸膜炎)							
	04	(続発性気管支炎)			(1)	(4)	(7)		
	05	(続発性気管支拡張症)							
	06	(続発性気胸)				(1)			
	07	(原発性肺がん)				(3)	(4)		
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病		2	3	14	9	2	3
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		0	2	13	2	2	3
	01	(患者の診療の業務)							
	02	(患者の看護の業務)							
	03	(介護の業務)							
	04	(研究その他の目的で病原体を取り扱う業務)							
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患		0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病		2	0	0	1	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		0	1	1	6	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病		9	14	79	68	7	8
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	1	1	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	2	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
5	05	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		0	0	0	0	0	0
6	06	ペンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		0	0	0	0	0	0

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
2	1	16	5	4	1	3	2	0	9	2	4	6	2	2	2	1	213
2	1	1	1	0	1	0	1	0	4	0	0	3	0	2	0	1	71
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	12	3	4	0	2	0	0	4	1	3	2	1	0	0	0	88
		(6)	(2)	(1)		(1)			(1)		(3)	(1)					(39)
		(6)	(1)	(3)		(1)			(3)	(1)		(1)	(1)				(49)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	2	0	24
1	0	18	3	2	1	2	8	2	8	0	24	1	4	4	1	1	333
		(7)	(1)	(1)		(1)			(4)		(4)		(1)			(1)	(112)
		(1)					(1)										(4)
																	0
(1)		(5)	(1)	(1)		(1)	(7)	(2)	(1)		(19)		(3)	(3)	(1)		(149)
		(1)	(1)		(1)				(1)					(1)			(2)
		(4)							(2)		(1)	(1)					(25)
																	(41)
0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	1	4	0	0	1	2	1	115
0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	74
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	9
0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	30
4	5	30	50	26	5	7	11	1	58	1	32	9	11	0	5	3	925
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	59	1	3	12	2	6
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(15)		(1)	(4)	(1)	(1)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(44)	(1)	(2)	(8)	(1)	(5)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	1	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	1	0	0	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	13	0	2	7	0	2
		(脳血管疾患)	(5)		(1)	(2)		
		(虚血性心疾患等)	(8)		(1)	(5)		(2)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	35	3	2	8	2	4
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			659	68	76	186	39	78
A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計			658	68	76	185	39	77
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			1	0	0	1	0	1
A/(A+B)			99.8%	100.0%	100.0%	99.5%	100.0%	98.7%



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
8	12	6	5	37	14	117	61	11	14	5	3	5	14	9	20	42	6
(4)	(4)	(3)	(2)	(17)	(4)	(57)	(26)	(2)	(8)	(3)		(1)	(3)	(2)	(3)	(12)	(2)
(4)	(8)	(3)	(3)	(20)	(10)	(60)	(35)	(9)	(6)	(2)	(3)	(4)	(11)	(7)	(17)	(30)	(4)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
6	2	8	7	15	10	33	14	0	2	1	1	2	3	1	6	10	6
(5)		(5)	(4)	(11)	(6)	(20)	(8)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	(5)	(5)
(1)	(2)	(3)	(3)	(4)	(4)	(13)	(6)		(1)			(1)	(2)		(2)	(5)	(1)
6	8	2	6	18	15	108	30	4	4	4	6	1	9	4	15	18	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
155	184	70	122	676	304	695	465	135	64	72	61	51	158	81	177	309	160
152	184	70	122	673	303	687	463	132	63	72	58	51	158	81	173	307	159
3	0	0	0	3	1	8	2	3	1	0	3	0	0	0	4	2	1
98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	99.7%	98.8%	99.6%	97.8%	98.4%	100.0%	95.1%	100.0%	100.0%	100.0%	97.7%	99.4%	99.4%

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	9	14	76	64	7	7
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(5)	(7)	(22)	(20)	(5)	(1)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(4)	(7)	(54)	(44)	(2)	(6)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	3	0	1
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	3	6	26	14	2	3
		(脳血管疾患)	(3)	(2)	(22)	(11)	(2)	(2)
		(虚血性心疾患等)		(4)	(4)	(3)		(1)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	10	9	34	22	3	6
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			160	186	610	332	76	63
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			158	184	608	326	76	63
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			2	2	2	6	0	0
A/(A+B)			98.8%	98.9%	99.7%	98.2%	100.0%	100.0%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
4	5	30	50	26	5	7	11	1	50	1	32	9	11	0	5	3	899
(1)	(1)	(11)	(20)	(14)	(1)	(4)	(5)	(1)	(19)		(12)	(6)	(4)		(1)		(335)
(3)	(4)	(19)	(30)	(12)	(4)	(3)	(6)		(31)	(1)	(20)	(3)	(7)		(4)	(3)	(564)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
0	1	3	5	2	0	3	2	1	11	2	3	6	3	3	3	0	253
	(1)	(3)	(3)	(1)		(1)		(1)	(6)	(1)	(2)	(4)	(2)	(2)	(3)		(159)
			(2)	(1)		(2)	(2)		(5)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)			(94)
2	1	8	16	1	5		1	10	26	1	11	5	6	5	5	6	506
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
																2	2
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	38	144	226	85	82	61	130	84	454	53	178	139	126	136	122	89	8,646
27	38	143	224	85	82	61	129	84	450	52	175	138	125	136	119	89	8,583
0	0	1	2	0	0	0	1	0	4	1	3	1	1	0	3	0	63
100.0%	100.0%	99.3%	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%	99.2%	100.0%	99.1%	98.1%	98.3%	99.3%	99.2%	100.0%	97.5%	100.0%	99.3%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2017年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	997	31	40	42	14	41	1	916	1,448	653	28	325	44	31	367	3,530
青森	39	11	11	2		1		29	270	155	6	40	19	4	46	363
岩手	48	6	14	1		4		25	258	132	4	28	5	17	72	356
宮城	191	6		8	4	12		69	473	223	13	88	25	27	97	763
秋田	35	5	7	2		5		9	178	93		11	7	5	62	241
山形	98	2	5		1	3		27	183	86	4	23	3	4	63	319
福島	163	1	5	4				34	210	116	6	18	4	3	63	417
茨城	110	11	19	14	2	10		7	404	233	6	27	7	2	129	577
栃木	39	7	15	7		4		15	300	160	6	51	8	14	61	387
群馬	69	2	6		1			22	357	186	7	53	37	23	51	457
埼玉	54	35	24	19	6	54		29	1,160	609	32	155	81	74	209	1,381
千葉	36	30	69	67	14	92	1	17	1,711	838	35	364	129	93	252	2,037
東京	238	24	97	73	43	72		73	2,500	1,169	28	263	68	110	862	3,120
神奈川	145	24	56	49	8	73	1	50	1,563	723	28	263	67	54	428	1,969
新潟	220	9	8	5	1	2		88	367	186	12	34	11	8	116	700
富山	81	1	1	6				35	161	82	5	10	3	4	57	285
石川	40	4	7	2		2		20	127	53	9	15	7	3	40	202
福井	82	7	8	4	1	5		80	172	88	3	30	2	3	46	359
山梨	30	1	1	1		1		24	112	68	6	11	6	6	15	170
長野	104	7	11	6	2	7		97	403	191	7	68	26	18	93	637
岐阜	218	8	12	2		3		70	426	242	7	49	15	14	99	739
静岡	136	14	18	14		17		67	734	367	25	114	20	32	176	1,000
愛知	126	10	25	6	2		1	52	1,128	635	21	89	105	34	244	1,350
三重	48	4	3	2		1		85	149	87	8	12	5	1	36	292
滋賀	46	2	13	14	26	53		48	287	122	4	61	33	10	57	489
京都	103	7	6	4	3	17		158	279	130	4	60	6	9	70	577
大阪	147	18	44	18	14	38		93	2,153	1,105	63	326	201	76	382	2,525
兵庫	281	21	37	18	5	40		117	1,106	515	43	130	43	19	356	1,625
奈良	56	3	6	2				39	206	106	4	22	13	5	56	312
和歌山	57	3	4	1	1	1		64	239	111	4	19	12	10	83	370
鳥取	24	1	2					13	45	29	1	3		3	9	85
島根	51		6	2		1		58	74	31	2	19		4	18	192
岡山	387	4	6	13		6		33	331	149	14	29	9	13	117	780
広島	256	11	25	21		25		154	916	445	11	139	30	7	284	1,408
山口	127	3	4					42	306	139	9	30	15	27	86	482
徳島	50	2	2	6		4		149	130	70	2	18	5	3	32	343
香川	53	3	12	3	1	1		34	176	80	5	18	2	6	65	283
愛媛	234	8	14	13		1		396	386	198	8	57	22	12	89	1,052
高知	99	5	1	3	1	3		503	234	128		52	3	4	47	849
福岡	216	8	14			2		48	724	340	10	127	22	28	197	1,012
佐賀	40		2			1		22	109	57		17	2	2	31	174
長崎	453	3	6	1		1		45	264	112	2	29	4	8	109	773
熊本	42	8	5	4		2	1	210	247	147	1	28	14	10	47	519
大分	225	5	13	4	3	6		334	231	112	6	27	15	15	56	821
宮崎	58	2	4	4				515	172	105		12	11	7	37	755
鹿児島	104	4	8	7		9		201	334	191	5	26	10	11	91	667
沖縄	21	2	6	4	1	5		24	128	77	5	21	5	3	17	191
合計	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 包括救済規定に係る業務上疾病(その他業務に起因することの明らかな疾病)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小													
二	13		1から12(省略)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	5	3	2	1	1	2	2	0	1	1	63
		1	寒冷による四肢の疾患	1				1						14
		2	異常高温下で作業したことによる脱水症	3										14
		3	潜水作業による耳の疾患			1			2			1	1	14
		4	日光による皮膚炎(水疱形成)											2
		5	潜水作業による硝子体出血											1
		6	低温、密室であるコンテナ内での脱水症											2
		7	航空機圧外傷による内耳障害	1	2	1				2				11
		8	寒冷化で作業したことによる顔面神経麻痺											1
		9	海水等による皮膚炎											1
		10	潜水病による左大腿骨頭壊死											1
		11	その他		1		1							2
三	5		1から4(省略)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	11	13	8	3	6	4	2	6	2	2	301
		1	作業態様による腱、筋、神経の疾患	1	0	2	1	2	3	1	1	0	0	143
		(1)	筋肉痛等			(1)			(2)		(1)			(22)
		(2)	神経麻痺等	(1)		(1)	(1)	(2)	(1)	(1)				(121)
		2	その他の疾患	10	13	6	2	4	1	1	5	2	2	158
		(1)	脊椎症	(3)	(7)	(1)		(1)			(2)			(45)
		(2)	血行障害	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(1)	(1)		(2)	(21)
		(3)	その他	(6)	(5)	(4)		(1)	(1)	(6)	(2)	(2)		(92)
四	9		1から8(省略)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	8	13	5	11	9	9	7	5	4	3	391
		1	単体又は化合物											(5)
		(1)	オキシ塩化リンによる急性薬物中毒											(1)
		(2)	オキシ塩化リンによる鼻炎等											(7)
		(3)	石灰による薬傷											(1)
		(4)	ソーダ灰による薬傷		(1)			(2)						(5)
		(5)	オゾンによる気管支喘息、中毒、アナフィラキシー											(5)
		(6)	過酸化水素による薬傷、(両手)接触皮膚炎											(1)
		(7)	硫化バリウムによる両角膜腐蝕	(3)	(1)	(2)	(2)		(2)			(1)		(23)
		(8)	次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎、化学熱傷		(1)		(1)			(1)				(11)
		(9)	次亜塩素酸ナトリウムによる急性中毒											(2)
		(10)	次亜塩素酸ナトリウムによる肺水腫又は肺炎					(1)						(3)
		(11)	次亜塩素酸ナトリウムによる角膜びらん			(1)	(2)						(1)	(5)
		(12)	次亜塩素酸ナトリウムによる気管支炎、咽喉頭炎											(1)
		(13)	亜硫酸ナトリウムによる皮膚炎											(3)
		(14)	塩素酸ナトリウムによる両角膜腐蝕											(1)
		(15)	塩化アルミニウムによる両眼薬傷											(4)
		(16)	アセチレン及び酸素ガスによる肺炎											(5)
		(17)	アセチレン及び酸素ガスによる肺水腫											(1)
		(18)	アセチレン及び酸素ガスによる中毒(呼吸困難等)											(1)
		(19)	硫化ナトリウムによる角膜腐蝕											(1)
		(20)	スズによる接触性皮膚炎											(2)
		(21)	金属ナトリウムによる化学熱傷											(2)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
	(22)	亜鉛溶液による化学熱傷											(1)
	(23)	二酸化塩素による気管支炎、気管支喘息	(1)										(7)
	(24)	窒素酸化物吸入によるサイロフィラー病											(4)
	(25)	窒素酸化物吸入による中毒											(3)
	(26)	重リン酸アルミニウムの反応途中のリン酸塩による薬品熱傷											(1)
	(27)	ブタンガス中毒											(2)
	(28)	ケテンガスによる中毒											(1)
	(29)	メタノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(30)	メタノールによる爪甲剥離											(1)
	(31)	エタノールによる湿疹、紅皮症、接触性皮膚炎	(1)										(3)
	(32)	エタノールによる急性鼻咽喉炎											(1)
	(33)	アリアルアルコールによる薬傷											(1)
	(34)	イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー、過敏性肺臓炎											(3)
	(35)	蟻酸による接触性皮膚炎											(1)
	(36)	酢酸による化学熱傷											(9)
	(37)	酢酸による角膜炎											(2)
	(38)	珪酸メチルによる角膜腐蝕											(3)
	(39)	亜硝酸メチル中毒											(1)
	(40)	亜硝酸ガスによる中毒											(1)
	(41)	塩化メチレン中毒											(1)
	(42)	塩化メチレンによる薬傷											(2)
	(43)	塩化シアンによる気道薬傷											(1)
	(44)	メチルエチルケトンによる中毒											(2)
	(45)	メチルエチルケトンによる皮膚炎											(1)
	(46)	フロンガスによる肝障害、肺障害及び中毒	(1)			(2)		(1)	(1)				(22)
	(47)	六弗化セレンによる肺炎											(1)
	(48)	アセトニトリルによる中毒											(2)
	(49)	ジシクロヘキシルボジミドによる角膜浸潤											(1)
	(50)	パラアニシジンによるメトヘモグロビン血症											(2)
	(51)	トリクロロメチルクロロホルムによる中毒（急性肺水腫）											(1)
	(52)	N-フェニルマレイミドによる薬傷（熱傷）											(1)
	(53)	パラクロールアニリンによるメトヘモグロビン血症											(5)
	(54)	5-ニトロ-2-メチルアニリンによる肝障害											(5)
	(55)	アクリル酸エチルエステルによる接触性皮膚炎											(1)
	(56)	トリフェニルスズフタレートによる化学熱傷											(1)
	(57)	オルトクロロニトロベンゼンによる急性メトヘモグロビン血症											(2)
	(58)	P-ニトロベンゾニトリルによる中毒											(1)
	(59)	ヒプシルジメチルクロロシランによる中耳炎											(1)
	(60)	2,2-ジプロモ-2-ニトロエタノールによる化学熱傷、皮膚壊死											(1)
	(61)	4-クロロ-2-アミノフェノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(62)	トリメトキシアンによる角膜びらん											(3)
	(63)	フェニルヒドラジン中毒											(1)
	(64)	パラニトロトルエンによるメトヘモグロビン血症											(1)
	(65)	トルヒドロキノンによる中毒性表皮壊死傷											(1)
	(66)	ヘキサメチレンジアミンによるアルカリ腐蝕											(1)
	(67)	N-N-ジシクロヘキシルボジミドによる皮膚炎											(1)

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
	(68)	モノクロルアセトアルデヒド (MCAD) による化学熱傷											(1)
	(69)	フォッグソルベント(炭化水素)の誤嚥性肺炎											(1)
	(70)	メチレンビスチオシアネートによる薬傷											(1)
	(71)	2-クロロ-4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン (CDMT) による接触性皮膚炎、中毒疹等											(3)
	(72)	プロピオン酸ジョサマイシンによる接触性皮膚炎											(1)
	(73)	ニッケル液(メッキ溶液)による接触性皮膚炎											(1)
	(74)	Sマイト水溶液(アルカリ)による両眼化学傷											(1)
	(75)	ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害											(1)
	(76)	サリンによる中毒											(32)
	(77)	PXCL2(a,a'ジクロロパラキシレン)による炎症											(1)
	(78)	IIN1T2による接触性皮膚炎											(1)
	(79)	3,4-オルトトリレンジアミンによる中毒疹											(1)
	(80)	エトキシメチレンマロン酸ジエチルエステルによる中毒疹											(2)
	(81)	塩化仮氏有無による皮膚障害											(1)
	(82)	アルシンガス(ヒ素化合物)による中毒											(1)
	(83)	ジルコニウムに引火した際に発生したガスにを吸引したことによる上気道炎等											(1)
	(84)	バリウムによる虫垂炎、気管支喘息、汎発性腹膜炎		(1)	(1)								(5)
	(85)	クルタルアルデヒドによる食欲不振											(1)
	(86)	メチルエチルケトンパーオキシドによる熱傷											(1)
	(87)	アルミン酸ソーダによる化学熱傷											(1)
	(88)	フッ化アルミニウムによる薬傷											(1)
	(89)	アクリルガス中毒症											(1)
		良性石綿胸水(2010年度以降四・08に移行)											(1)
		びまん性胸膜肥厚(2010年度以降四・09に移行)											(1)
	(90)	エチレンジアミンによる化学熱傷									(1)		(2)
	(91)	イソシアネートシクロヘキシルによる角膜化学腐食											(1)
	(92)	イソシアネートガスによる間質性肺炎(イソシアネート肺炎)											(1)
	(93)	DMSO(ジメチルスルホキシド)による中毒					(2)						(3)
	(94)	SDS(ラウリル硫酸ナトリウム)吸引による急性気管支炎等											(1)
	(95)	1プロモプロパン中毒											(1)
	(96)	2-クロロピリジンによる急性肝炎	(1)	(1)				(1)					(3)
	(97)	4フッ化メタンによる化学熱傷	(1)										(1)
	(98)	インジウム肺	(1)										(1)
	(99)	クロロシランによる化学熱傷	(1)										(1)
	(100)	硫酸亜鉛による化学熱症		(1)									(1)
	(101)	エチレンオキシドガス中毒		(1)									(1)
	(102)	塩化ベンザルコニウムによる(左角膜)化学傷		(1)									(1)
	(103)	エチルメチルカプタンガスによる中毒		(1)									(1)
	(104)	アステルバーム(人工甘味料)による(右前腕)湿疹		(1)									(1)
	(105)	トリクロルエチレンによる腸管囊胞様気腫症		(1)									(1)
	(106)	ゾテピンによる急性薬物中毒			(1)								(1)
	(107)	リン酸(電解液)による湿疹				(1)							(1)
	(108)	アクリル酸クロリドによる気管支肺								(1)			(1)
	(109)	イソヘキササン(2メチルペンタン)による接触性皮膚炎									(1)		(1)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
	(110)	N,N-ジメチル-Pフェニレンジアミン硫酸による接触性皮膚炎				(1)							(1)
	(111)	ハロタンによる急性重症型肝炎、急性一過性精神性障害				(1)							(1)
	(112)	カプロラクタムによるじんま疹、化学物質性気管支炎				(1)							(1)
	(113)	無水酢酸（無酢、アセチルオキシド）による皮膚炎、結膜炎				(1)							(1)
	(114)	γブチロラクトンによる中毒				(1)							(1)
	(115)	ピロールによる薬物性肝障害					(1)						(1)
	(116)	メチルクロロホルム分解ガス中毒					(1)						(1)
	(117)	その他						(6)	(5)	(4)	(2)	(2)	(102)
2		混合物及びその他	20	20	21	22	21	23	11	17	9	16	814
(1)		理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマ液等の使用による接触性皮膚炎等	(2)	(1)	(3)	(5)	(4)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(128)
(2)		洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触性皮膚炎、中毒、咽頭炎	(2)	(1)	(3)	(3)	(3)	(2)	(1)			(3)	(145)
(3)		トイレ洗浄用品による気管支炎、咽喉炎、結膜炎											(3)
(4)		洗浄液による皮膚壊死		(1)			(1)			(1)			(4)
(5)		洗浄液による両眼アルカリ腐蝕											(3)
(6)		洗剤による角膜化学傷、角膜潰瘍	(1)										(5)
(7)		洗剤による掌角化症										(1)	(2)
(8)		ゴム金型洗浄剤（アルカノールアミン、特殊カルボン酸塩）による両手潰瘍											(1)
(9)		漂白剤による接触性皮膚炎、咽喉頭炎、鼻炎、化学損傷、アレルギー反応	(1)			(1)		(2)		(2)			(14)
(10)		シミぬき溶剤による気管支炎											(1)
(11)		シミ取り液による化学熱傷											(1)
(12)		防かび剤による皮膚障害											(4)
(13)		防腐剤（クレオソート油）による中毒、気管支喘息		(1)									(3)
(14)		害虫駆除剤による中毒、皮膚炎		(1)	(1)						(1)	(1)	(15)
(15)		防虫剤による接触性皮膚炎											(5)
(16)		白アリ駆除剤（クロルピリホス）による（有機リン）中毒											(3)
(17)		白アリ駆除剤（クロルピリホス）による肝障害											(1)
(18)		白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害等											(8)
(19)		接着剤（変性アクリレム、アクリル系ボンド、ロックタイト系等）及び硬化促進剤による湿疹・接触皮膚炎				(1)	(1)						(18)
(20)		接着剤（アセトン、メチルエチルケトン、イソシアネート）による熱傷、中毒											(3)
(21)		錆止め剤（アンチラスト）によるアレルギー性皮膚炎											(3)
(22)		中和防錆剤（ジャスコM-195）による接触性皮膚炎											(1)
(23)		防錆剤（ベンゾチアゾール系、チオシアネート系薬剤混合剤）による中毒疹、湿疹											(1)
(24)		錆止め塗料による中毒（呼吸困難、頭痛等）											(1)
(25)		排ガス（トリクロロSTリアジン）による細気管支炎											(1)
(26)		都市ガスによるガス中毒						(1)					(8)
(27)		アルゴン炭酸ガス、ヒューム吸入による肺水腫											(1)

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
	(28)	除草剤（5%プロマシル剤含有）によるびまん性 間質性肺炎											(1)
	(29)	農薬（EDM、デナボン、グリエムダイファール等）による 中毒	(1)										(5)
	(30)	農薬による気道炎、胃炎											(1)
	(31)	農薬（キャブタン）による気管支炎											(1)
	(32)	農薬（トリアジン）による皮膚炎											(5)
	(33)	農薬（エメロン水和剤）アドマイア・ランネードによる 中毒											(2)
	(34)	農薬（チューラム剤）による皮膚炎											(1)
	(35)	農薬（トルピラン液）による両眼角膜葉傷											(1)
	(36)	農薬（石灰硫黄合剤）による接触性皮膚炎											(1)
	(37)	農薬（TPN）による皮膚炎											(1)
	(38)	農薬（カーバマナトリウム塩液剤）による化学熱傷											(1)
	(39)	農薬（DD）による化学熱傷											(1)
	(40)	農薬による化学熱傷											(2)
	(41)	肥料による化学熱傷											(3)
	(42)	医薬品・化粧品による接触性皮膚炎、意識障 害、頭痛	(1)	(1)	(3)				(1)				(16)
	(43)	コンクリート静的破砕剤による両角膜腐蝕											(1)
	(44)	コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎、肺炎・気 管支喘息		(1)									(3)
	(45)	清缶剤（キレートB15L）による薬傷											(1)
	(46)	機械加工用水溶性切削剤（EC60）による皮膚 炎											(1)
	(47)	切削油（ユシローケンシンセティック#830）による 化膿創											(2)
	(48)	研削切削液による皮膚炎			(1)	(1)	(1)	(1)					(6)
	(49)	助燃剤による火傷及び角膜腐蝕											(1)
	(50)	デベント液による接触性皮膚炎											(1)
	(51)	カシュー液による皮膚炎											(1)
	(52)	剥離剤による薬傷											(6)
	(53)	エポキシ樹脂による気管支炎、頭痛等	(1)										(2)
	(54)	ポリエステル配合剤による接触性皮膚炎											(1)
	(55)	ノニルフェノール、ジノニルフェノール、フェノール の混合液による化学傷											(1)
	(56)	クエン酸、リンゴ酸、酒石酸ナトリウム混合液による 接触性皮膚炎		(1)									(2)
	(57)	ジアクリレート系物質による接触性皮膚炎											(1)
	(58)	フウイムコントロール剤（バルブ原料に含有）による 薬傷											(1)
	(59)	酢酸ビニル樹脂による湿疹様皮膚炎											(1)
	(60)	トリポリン酸、無水メタケイ酸ナトリウム、炭酸ナトリ ウムによる皮膚炎											(1)
	(61)	溶剤（レジスト、銀ペースト、酢酸エチル他）による 接触性皮膚炎		(1)									(2)
	(62)	薬液（珪酸ソーダー、LCグラフト）他による薬傷 （熱傷）											(2)
	(63)	地盤注入（凝固剤）水ガラス系（珪酸ナトリウム） による接触性皮膚炎、皮膚炎後感染症											(1)
	(64)	消化器充填剤（粉末）による肺炎・咽喉頭炎・気 管支炎											(2)
	(65)	消化器剤の吸入による咽頭浮腫											(1)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
	(66)	ガソリンによる咽頭喉炎、気管支炎、細気支炎、肺炎											(2)
	(67)	軽油の誤飲による腎機能障害、肺炎											(2)
	(68)	亜鉛メッキ板等溶接時有害蒸気による気管支肺炎(気管支粘膜の障害)											(6)
	(69)	金属ヒューム(酸化鉄、鉄等)による気管支喘息			(1)								(2)
	(70)	タンク内溶接作業による間質性肺炎											(1)
	(71)	ゴム手袋による接触性皮膚炎		(1)		(1)				(4)			(13)
	(72)	原酒による両角膜腐蝕											(1)
	(73)	アルコール(酒粕)による急性中毒											(1)
	(74)	消毒液(ヒビデン、オスバン、アルコール等)による皮膚炎						(1)					(11)
	(75)	電解ニッケル室に発生した煙による化学性肺臓炎(両肺)											(1)
	(76)	はんだ付け作業による薬疹、気管支炎											(2)
	(77)	顔料、インクによる接触性皮膚炎、末梢神経障害	(1)	(1)	(1)								(6)
	(78)	白木の漂白剤(亜塩素酸ナトリウム含有)による中毒、咽頭炎等				(1)							(3)
	(79)	塗料による有機溶剤中毒、神経麻痺		(2)		(2)	(2)						(14)
	(80)	塗料による接触性皮膚炎							(1)	(2)			(8)
	(81)	塗装剤(キシラジュール)による角膜腐蝕、塗装剤(シリコン変性アクリル樹脂)による気管支喘息											(2)
	(82)	シンナーによる有機溶剤中毒、接触性皮膚炎、結膜炎等	(3)							(3)	(1)		(18)
	(83)	溶剤(メチルエチルケトン、イソプロピルアルコール等)による中毒、接触性皮膚炎等			(2)								(17)
	(84)	シャキツスプレー(アクリル樹脂アルカールアミン液)の誤吸入による気管支炎											(1)
	(85)	水硫化ソーダ、硫化ソーダ、石灰により発生したガスによる中毒											(1)
	(86)	銅管接着用フラックスによる接触性皮膚炎											(1)
	(87)	マッサージオイル、クリームによる接触性皮膚炎		(2)		(1)				(1)		(1)	(9)
	(88)	ドロマイトプラスターによる接触性皮膚炎											(1)
	(89)	アルカリ系製品(アーミン)による接触性皮膚炎											(1)
	(90)	わら、飼料等による枯草熱好酸球増多症											(1)
	(91)	原皮処理用薬品による成人呼吸促進症候群											(1)
	(92)	粉薬(ピクシンドライシップ、ホスミンドライシロップ等)による接触性皮膚炎											(1)
	(93)	カビ・牧草の粉じんによる間質性肺炎											(1)
	(94)	解体・改修工事に伴う粉じんによる気管炎、気管支喘息等											(3)
	(95)	防凍剤(亜硝酸ナトリウム)による薬物中毒											(2)
	(96)	発煙筒の煙(六塩化エタン、亜鉛華、亜鉛粉)による薬剤性肝障害											(1)
	(97)	ポリ合板焼却時に発生したガス煙による急性甲状腺炎、喉頭腫瘍											(1)
	(98)	潤滑油による気管支炎											(1)
	(99)	防水スプレーによる気管支炎									(1)		(3)
	(100)	乾燥剤による皮膚炎											(2)
	(101)	マスタードガスによる中毒											(5)
	(102)	触媒による接触皮膚炎											(1)
	(103)	塗装粉じんによるリボイ肺炎											(1)
	(104)	灯油による接触皮膚炎、外耳道炎、中毒					(1)						(5)

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
五	(105)	農薬(ブエオベナゾール)による接触皮膚炎											(1)
	(106)	植物への接触による皮膚炎					(1)	(1)			(1)	(1)	(6)
	(107)	グラスウールによる接触皮膚炎											(1)
	(108)	メッキ掛け作業による接触皮膚炎											(1)
	(109)	消火作業で煙を吸引したことによる急性呼吸窮迫症候群、急性循環不全等	(1)										(3)
	(110)	タイル用目地材(セメント系・アルカリ性)による接触皮膚炎											(1)
	(111)	反応染料による気管支喘息											(1)
	(112)	界面活性剤による化学熱傷							(1)				(2)
	(113)	消臭剤による中毒											(1)
	(114)	擦水剤(ノナン、ノルマルヘプタン等)による中毒、肺障害											(6)
	(115)	鍍金作業による化学物質性気管支炎											(1)
	(116)	モルタルによる角結膜アルカリ外傷	(1)										(1)
	(117)	P-ニトロベンゾニトリ及びメタノールの混合物によるメトヘモグロビン血症	(1)										(1)
	(118)	漂白剤の誤飲による中毒	(2)										(3)
	(119)	保剤(フッ化アルチル樹脂、アルコキシシラン、アルコキシシロキサン)による吸引性肺炎		(2)									(2)
	(120)	ATFオイルによる接触性皮膚炎		(1)									(1)
	(121)	ゴミ、粉じんによる気管支喘息			(3)								(3)
	(122)	塩マッサージによる接触性皮膚炎			(1)								(1)
	(123)	塩化物ガスによる咽頭喉頭炎、中毒			(1)								(1)
	(124)	石灰の水溶液による化学熱傷			(1)		(3)		(1)				(5)
	(125)	種々の化学物質の混合物による鼻中隔穿孔、歯根肉芽腫				(1)							(1)
	(126)	塩化ビニールによる接触性皮膚炎				(2)							(2)
	(127)	防錆油による接触性皮膚炎				(1)							(1)
	(128)	研磨液による接触性皮膚炎				(1)							(1)
	(129)	その他	(2)	(2)		(1)	(4)	(12)	(5)	(2)	(4)	(7)	(148)
六	5	1から4(省略)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	71	48	33	11	26	18	22	20	34	8	1,665
七	1	海外出張等	4	8	4	5	11	7	6	9	9	2	497
	(1)	ウイルス肝炎	(1)								(1)		(213)
	(2)	パラチフス、腸チフス、マラリア		(3)	(2)	(2)	(6)	(3)	(2)	(2)	(2)	(2)	(120)
	(3)	赤痢		(1)		(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)		(80)
	(4)	コレラ											(10)
	(5)	その他	(3)	(4)	(2)	(1)	(4)	(3)	(3)	(5)	(5)		(74)
	2	給食等	13	3	9	4	7	0	0	4	12	0	699
	(1)	食中毒	(13)	(3)	(9)	(4)	(7)			(4)	(12)		(699)
	(2)	赤痢											0
	3	その他	54	37	20	2	8	11	16	7	13	6	469
	(1)	風疹、麻疹											(50)
	(2)	水痘症											(9)
	(3)	ウイルス肝炎						(2)	(1)				(13)
	(4)	疥癬	(39)	(27)	(13)		(1)	(1)					(240)
	(5)	その他	(15)	(10)	(7)	(2)	(7)	(8)	(15)	(7)	(13)	(6)	(157)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	1978～ 合計
大	小												
十一		その他業務に起因することの明らかな疾病	4	2	2	1	0	1	2	0	5	2	131
	1	化学物質によらない皮膚炎											4
	2	大声を出したことによる声帯ポリープ、急性声帯炎等	1	1		1		1	1		3		27
	3	著しい疲労による網膜剥離											1
	4	恐怖による流産											1
	5	死亡災害発生のショックによる不安神経症											1
	6	精神的、肉体的疲労による十二指腸潰瘍、眩暈症、眼精披露等	1		2								7
	7	父親が砂に埋まり、救助作業中の過換気症候群、熱疲労											1
	8	給食配達中の過換気症候群											1
	9	抗マラリア剤服用による薬剤性肝障害											1
	10	下肢静脈瘤									1	2	5
	11	その他	2	1					1		1		82

注) 合計には1978～2006年度分も含まれている。

1978～2007年度分は2009年3月24日第1回労働基準法施行規則第35条専門検討会、2008～2011年度分は2013年6月4日第1回労働基準法施行規則第35条専門検討会、2012～2016年度分は2018年10月15日第1回労働基準法施行規則第35条専門検討会に提出された「労働基準法施行規則別表第1の2の各号の「その他に包括される疾病」における労災補償状況調査結果」により、「合計」は以上を実際に合計したもの（後者に記載された1978～2011年度「総計」の数値とは異なるものがある）。

労働基準行政関係通達等 2018年度

2018. 4. 1 基発0401第1号「「労働基準監督官証票の交付等について」の一部改正について」

2018. 4. 1 基発0401第3号「「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」の一部改正について」

2018. 4. 1 基安労発0401第1号「「受動喫煙防止対策助成金の手引きについて」の一部改正について」

2018. 4. 2 基発0402第18号「平成30年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施について」

2018. 4. 2 基監0402発第1号「平成30年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施に係る留意事項について」

2018. 4. 2 基監発0402第2号「平成30年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集

事業の実施に係る留意事項について」

2018. 4. 2 基発0402第24号「平成30年度地方労働行政運営方針について」☆

2018. 4. 2 基発0402第22号「平成30年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施について」

2018. 4. 2 基総0402発1第号等「平成30年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★

2018. 4. 2 基徴収発0402第3号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」の一部改正について」

2018. 4. 2 基徴収発0402第3号「労働保険の未手続事業一掃対策に係る業務取扱要領の改正について」★

2018. 4. 4 基発0404第1号「「働き方改革推進支援センター」設立に伴う御協力をお願い（要

請)」

- 2018. 4. 4 基総発0404第1号「アスベスト訴訟の和解手続に係る情報提供について」☆
- 2018. 4. 5 基発0405第1号「労災保険給付専門調査員等に係る設置要領の制定について」
- 2018. 4. 9 補償課事務連絡「平成29年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」に係る精査作業について」
- 2018. 4. 11 基発0411第1号「信用失墜行為の再発防止の徹底について」
- 2018. 4. 13 基発0413第1号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領の一部改正について」
- 2018. 4. 13 基安発0413第5号・基安化発0413第2号「蛇紋岩等の取扱作業に伴う石綿粉じん等に係る留意点について」☆
- 2018. 4. 17 化学物質対策課事務連絡「再生碎石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための合同パトロール等の実施について」
- 2018. 4. 18 基政発0418第2号「労働法教育等のためのリーフレットの活用について（依頼）」
- 2018. 4. 19 基安安発0419第1号「平成30年度委託事業「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業」の実施について」★
- 2018. 4. 20 基安化発0420第1号「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」☆
- 2018. 4. 23 基政発0423第1,3・4号「建設業の働き方改革の推進について」
- 2018. 4. 23 労働衛生課事務連絡「個人情報等漏えい防止に係る各種報告の整備について」
- 2018. 4. 24 基発0424第2・3号「平成30年度中央労働基準監察の実施について」
- 2018. 4. 26 基発0426第3～5号「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」
- 2018. 4. 26 基安安発0426第1号「「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の先進的な取組事例集」の活用について」
- 2018. 4. 26 基安発0426第1号「「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の先進的な取組事例集」の活用について」
- 2018. 4. 26 労働衛生課事務連絡「「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に係る実施要

綱について」

- 2018. 4. 27 基発第号「「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引」の一部改訂について」
- 2018. 5. 2 基監発0502第1号「裁量労働制導入事業場に対する重点監督の実施について」
- 2018. 5. 7 基発0507第3号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の一部改訂について」★
- 2018. 5. 8 化学物質対策課事務連絡「胆管がんに係る労災請求情報に基づく対応について（廃止）」
- 2018. 5. 10 基安発0510第1号「「受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について」の一部改正について」
- 2018. 5. 10 基安発0510第2号「「受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集（Q&A）について」の一部改正について」
- 2018. 5. 10 補償課事務連絡「休業（補償）給付と傷病手当金を併給しているおそれのある被災労働者に係る受給状況調査について」
- 2018. 5. 14 基発0514第40号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
- 2018. 5. 14 基安発0514第1号「建設業の働き方改革の推進について」★
- 2018. 5. 18 安全課事務連絡「林業労働安全推進対策に対する協力について」★
- 2018. 5. 21 基発0521第2号「今後の労災保険給付等の適正な事務処理に当たって留意すべき事項について」
- 2018. 5. 21 基補発0521第1号「技能実習生の死亡災害等に係る労災補償状況の把握について」
- 2018. 5. 23 基補発0523第1号「「労災診療費算定マニュアル（平成30年度版）」の送付について」
- 2018. 5. 28 基発0528第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」☆
- 2018. 5. 28 基発0528第3号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の一部改訂について」★
- 2018. 5. 28 基補発0528第1・2号「義肢等補装具支給要綱の一部改正に伴う周知について」
- 2018. 5. 29 化学物質対策課事務連絡「石綿分析用

2018年度 労働基準行政関係通達

試料等の輸入手続きについて」

2018. 5. 29 化学物質対策課事務連絡「石綿分析用試料等の輸入手続きの参考情報について」
2018. 5. 30 安全課事務連絡「平成29年における労働災害発生状況(確定)について」★
2018. 5. 31 基監発0531第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について(改訂)」の策定について」★
2018. 5. 31 基安発0531第1・2号「平成29年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について」
2018. 5. 31 化学物質対策課事務連絡「石綿分析用試料等の輸入手続について」☆
2018. 5. 31 補償課事務連絡「審査請求に係る聴取の実施及び審査資料の記載等について」
2018. 6. 1 基発0601第1・2号「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について」★
2018. 6. 1 基監発0601第1号「平成30年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」
2018. 6. 1 基管発0601第2号「平成30年度における労働特別介護施設(ケアプラザ)の入居促進強化に係る対応について(依頼)」★
2018. 6. 1 基管発0601第3号「「労働特別介護施設(ケアプラザ)」の周知広報等へのご協力について」★
2018. 6. 6 安全課事務連絡「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る集計結果の公表について」★
2018. 6. 8 基安労0608発第1号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の運営について」
2018. 6. 12 基補発0612第1号「「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領」の一部改正について」
2018. 6. 13 基総発0613第1号・基補発0613第1号・基安労0613発第1号「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく遺族等からの開示請求に係る対応について(周知)」★
2018. 6. 13 計画課事務連絡「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」★
2018. 6. 14 基安労0614発第1号「特定緊急作業従事者等(国の援助対象者)に対するがん検診等の未受診者への受診勧奨について」
2018. 6. 18 労災管理課事務連絡「「労災診療費等及び労災保険年金等に係る債権事務引継処理」について」★
2018. 6. 21 労災管理課主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察の実施結果について」★
2018. 6. 22 基発0622第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」☆
2018. 6. 22 基発0622第2・3号「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について」
2018. 6. 25 安全課事務連絡「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」★
2018. 6. 26 労災発0626第2号「電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書「膝がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」とこれを踏まえた労災補償の考え方について」
2018. 6. 26 基安安発0626第1～3号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」★
2018. 6. 29 計画課事務連絡「「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について」★
2018. 7. 3 補償課事務連絡「モバイル端末を用いたテレビ会議機能の活用モデル事業の…」
2018. 7. 6 基発0706第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律について」☆
2018. 7. 9 基発0709第2号「平成30年度介護事業場就労環境整備事業について」
2018. 7. 9 基監発0709第1号「平成30年度介護事業場就労環境整備事業の実施に当たって留意すべき事項について」
2018. 7. 9 補償課事務連絡「休業(補償)給付と障害厚生年金等の併給調整事務における「休業厚年情報照合結果リスト」の的確な活用について」
2018. 7. 10 基発0710第1号「「働き方改革に向けた労働時間等のルール」の定着」事業の実施について」★

2018. 7. 10 基発0710第2・3号「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」

2018. 7. 10 基監発0710第1号「平成30年10月から適用される社内預金の下限利率について」

2018. 7. 11 基安安発0711第1号・基安労0614発第1号・基安化発0711第2号「平成30年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」★

2018. 7. 11 基安化発0711第3号「化学物質等による労働災害発生状況について」

2018. 7. 11 化学物質対策課事務連絡「化学物質等による労働災害発生状況について」

2018. 7. 12 基発0712第4・5号「平成30年7月豪雨による災害に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」

2018. 7. 12 基安労0712発第1号「平成29年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」

2018. 7. 13 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づくメンタルヘルス対策に係る指導対象企業の傘下事業場について指導状況等に係る情報の提供依頼」

2018. 7. 13 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」

2018. 7. 19 基発0719第2号「『岡山県、広島県山口及び愛媛の、広島県山口及び愛媛の、広島県山口及び愛媛の 一部の地域 における 社会保険料及び労働保険料等に関する納期限を延長する件』の制定等について」☆

2018. 7. 19 基発0719第4号「平成30年7月豪雨による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」★

2018. 7. 19 基安安発0719第1・2号「平成30年7月豪雨に伴う特定機械等の検査証等の有効期間の延長措置について」★

2018. 7. 23 基発0723第1号「『除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について』の改正について」

2018. 7. 23 基監発0723第1号「『除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分

業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について』の改正について」

2018. 7. 23 基安労0723発第1号「『原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について』の改正について」

2018. 7. 23 基安労0723発第2号「健康診断結果報告書個人票等の取り扱いについて」

2018. 7. 23 基安労0723発第3号「『除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について』の改正について」

2018. 7. 23 基補発0723第3号「業務上疾病の労災補償状況調査について」

2018. 7. 23 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について」

2018. 7. 24 基発0724第1・2号「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」

2018. 7. 24 基監発0724第1号「平成30年度中央労働基準監察の実施時期及び担当監察官について」

2018. 7. 24 基監発0724第2号「裁量労働制導入事業場に対する重点監督の実施について（追加指示）」

2018. 7. 27 基発0727第20号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」

2018. 7. 27 基発0727第1号「働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について」

2018. 7. 27 基安発0727第3～5号「8月における労働者の熱中症予防の取組について」

2018. 7. 27 基安安発0727第1・2号「建設現場における火災による労働災害防止について」★

2018. 7. 27 基補発0727第1号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定に係る対応について」

2018. 7. 27 基補発0727第1号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」

2018. 7. 27 労災管理課事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」

2018年度 労働基準行政関係通達

- て」★
2018. 7. 30 基政発0730第1・2号「「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂」について」
2018. 7. 30 基安発0730第1号「鉛中毒予防規則等の「含鉛塗料」の適用について」☆
2018. 7. 31 基発0731第4号「労働基準局の組織の変更について」
2018. 8. 2 基安安発0727第1・2号「移動式クレーンの検査時における安全管理の徹底について」★
2018. 8. 7 基発0807第1号「「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引」の一部改訂について」
2018. 8. 9 基発0809第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
2018. 8. 9 基発0809第2号「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」☆
2018. 8. 10 基安発0810第1号「「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について」★
2018. 8. 13 基発0813第1号「フォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示について」☆
2018. 8. 13 基安安発0813第1号「フォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示について」★
2018. 8. 13 補償課事務連絡「平成26年度及び平成28年度労働者災害補償保険事業年報の訂正について」
2018. 8. 13 補償課事務連絡「平成29年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」
2018. 8. 20 基安発0820第1～5号「「職場の健康診断実施強化月間」の実施について」
2018. 8. 20 労災管理課主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察の実施結果について」★
2018. 8. 23 基安安発0823第1号「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について」★
2018. 8. 24 基安発0824第1・2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」
2018. 8. 24 基補発0824第1号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」
2018. 8. 24 基補発0824第2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に係る対応について」
2018. 8. 27 補償課事務連絡「日本郵政公社の民営化等における疾病の業務起因性に係る調査等について」
2018. 8. 30 基補発0830第1号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」
2018. 8. 30 労働衛生課事務連絡「「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき本社指導を行う企業の傘下事業場のうち過労死等を発生させたものに対する指導状況等の情報提供について（依頼）」
2018. 8. 30 労働衛生課事務連絡「「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
2018. 8. 31 基発0831第3号「平成30年7月豪雨に伴う監督指導業務等の当面の運用について」
2018. 8. 31 基安発0831第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」
2018. 9. 3 基補発0903第1号「平成30年度臨時全国労災補償課長会議の開催について」
2018. 9. 7 基発0907第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」☆
2018. 9. 7 基発0907第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法の施行等について」☆
2018. 9. 7 基発0907第12号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」☆
2018. 9. 10 基発0910第1・2号「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」
2018. 9. 11 基監発0911第1・2号「働き方改革推進支援センターの専門家や商工会議所等に所属する経営指導員等による労務管理に係

る相談・支援と社会保険労務士の業務制限の関係について」★

2018. 9. 11 化学物質対策課事務連絡「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための合同パトロール等の実施について」
2018. 9. 12 基発0912第1・2号「平成30年北海道胆振東部地震による災害に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」
2018. 9. 12 基発0912第3・4号「平成30年台風21号に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」
2018. 9. 12 基政発0912第1号「「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について」
2018. 9. 14 基監発0914第1号・基政発0914第5号「官公需確保対策地方推進協議会における働き方改革関連法等の周知について」
2018. 9. 14 基安安発0914第2・3号・基安労発0914第1・2号・基安化発0914第1・2号「平成30年北海道胆振東部地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」★
2018. 9. 18 基発0918第1号「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引の一部改訂について」
2018. 9. 21 基安発0921第1・2号「平成30年度下半期における労働災害防止対策の推進について」★
2018. 9. 25 基安安発0925第2号「陸上貨物運送事業の荷役作業における安全確保対策の実施状況の把握について」
2018. 9. 25 基安労0925発第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」
2018. 9. 25 基安安発0925第1号・基安労0925発第2号・基安化発0925第1号「「日本工業規格「Q 45001労働安全衛生マネジメントシステム」要求事項及び利用の手引」外3件の制定について」★
2018. 9. 26 基発0926第3号「「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について（内申）」★
2018. 9. 26 基安化発0926第1号「排気口を屋内に設ける措置を講じる発散防止抑制措置特例実施許可申請に係る排気中の申請物質の濃度測定について」☆
2018. 9. 27 基安発0927第1号「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康

障害防止対策等の徹底について」

2018. 9. 27 基安発0927第2号「高純度結晶性シリカの取扱作業に伴う留意点について」
2018. 9. 28 基発0928第3号「長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について」
2018. 9. 28 基監発0928第1号「平成30年度過重労働解消キャンペーンにおける労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施に当たって留意すべき事項について」
2018. 9. 28 基監発0928第2号「長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等について」
2018. 9. 28 基安安発0928第1号・基安労0925発第1号・基安化発0928第1号「「日本工業規格「Q 45001労働安全衛生マネジメントシステム」要求事項及び利用の手引」外3件の制定について」の改正について」★
2018. 10. 1 基総1001発1第号「過労死等防止に係る取組について」★
2018. 10. 1 基監発1001第2号「平成30年度過重労働解消キャンペーンにおける全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」の実施について」
2018. 10. 2 基安労1002発第3～6号「職域における風しん対策について」
2018. 10. 5 基発1005第10号「治療と仕事の両立支援対策の推進について」
2018. 10. 5 基安安発0928第1号「日本工業規格 A8972 斜面・法面工事用仮設設備の確認について（公示）」★
2018. 10. 5 基安安発0928第2号「日本工業規格 B8201 陸用鉄製ボイラー構造 外10件の確認について（公示）」★
2018. 10. 5 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」
2018. 10. 5 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき本社指導を行う企業の傘下事業場のうち過労死等を発生させたものに対する指導状況等の情報提供について（依頼）」
2018. 10. 5 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』

2017年度 労働基準行政関係通達

- 緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
2018. 10. 9 基監発1009第1号「労働者災害保険審査官及び訟務担当者の能力向上のための研修の実施について」
2018. 10. 9 基補発1009第2号「今後の保険給付の迅速処理に当たって留意すべき事項について」
2018. 10. 9 労災管理課事務連絡「労働補償行政に係る年間執行計画について」
2018. 10. 9 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」
2018. 10. 10 基安労1010発第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後のじん肺法及び労働安全衛生法の施行等について」
2018. 10. 12 基発1012第1・2号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の更新についての一部修正について」★
2018. 10. 15 労災管理課主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2018. 10. 16 基発1016第3号「平成30年度労働保険適用促進強化期間の取組について」★
2018. 10. 16 補償課事務連絡「脳脊髄液漏出症に関する補504報告について」
2018. 10. 17 基発1017第2号「〔岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件〕の制定について」☆
2018. 10. 17 基発1017第3号「労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件の制定及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行並びに労働保険事務組合報奨金交付要領の取扱いについて」★
2018. 10. 17 基発1017第4号「〔北海道の一部地域における社会保険料及び労働等に関する納期限等を延長する件〕の制定等について」☆
2018. 10. 17 基安安発1017第1号「〔日本工業規格 B8201 陸用鉄製ボイラー構造 外10件の確認について（公示）〕の改正について」★
2018. 10. 17 基安安発1017第2・3号「〔テールゲートリフターに起因する労働災害防止対策の推進について〕」★
2018. 10. 18 基監発1018第1号「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について（周知依頼）」
2018. 10. 19 基発1019第1号「平成30年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について」
2018. 10. 19 基安労1019発第1号・基安化発1019第1号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）による健康障害の防止対策の徹底について」☆
2018. 10. 19 基安化発1019第3・4号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）の測定方法について」
2018. 10. 19 化学物質対策課事務連絡「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）に関する当面の作業環境測定方法について」
2018. 10. 19 補償課事務連絡「審査請求、再審査請求事件に係る連絡について」
2018. 10. 22 安全課等事務連絡「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定推進等について」★
2018. 10. 23 基発1023第6号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について」☆
2018. 10. 23 基監発1023第1号「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について（情報提供）」
2018. 10. 26 基発1026第1号「〔岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件〕の制定について」☆
2018. 10. 26 労災管理課主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2018. 10. 30 基監発1030第1号「労働時間等設定改善指針の一部を改正する件について」☆
2018. 10. 30 雇均発1030第1号「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について（周知依頼）」
2018. 11. 7 労災管理課主任中央労災補償監察官

事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★

2018. 11. 8 基監発1108第1号「豪雪地帯における除雪業務発注機関に対する労働時間法令の周知徹底について」

2018. 11. 8 基補発1108第1号「レセプト管理支援機器の廃止等について」

2018. 11. 8 補償課事務連絡「レセプト管理支援機器の廃止等に伴う各種作業について」

2018. 11. 13 基監発1113第1号「「36協定届出事業場に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業」の実施について」

2018. 11. 14 労災管理課事務連絡「平成30年度全国労災補償課長会議の開催について」

2018. 11. 15 基発1115第2号「平成30年度における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について」

2018. 11. 16 基発1116第16号「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁との通報制度等の運用について」☆

2018. 11. 16 基発1116第17号「働き方改革の推進に向けた建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等について」☆

2018. 11. 16 基監発1116第1号「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁との通報制度の運用等について」

2018. 11. 16 基監発1116第2号「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度の運用等について」

2018. 11. 19 安全課事務連絡「公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会による業務停止処分等取消請求事件に対する判決について」★

2018. 11. 20 基監発1120第1号「医療従事者の労働条件確保のための医療勤務環境改善支援センターとの連携について」

2018. 11. 20 基安安発1120第1・2号「墜落制止用器具に係る質疑応答集について」★

2018. 11. 21 基管発1121第1号「平成30年度労災特別介護支援事業に係るアンケート調査の実施について（協力依頼）」★

2018. 11. 21 補償課事務連絡「自動車損害賠償責任保険等に対する第三者行為災害の求償事

務の取扱いについて」

2018. 11. 22 労働衛生課事務連絡「「技能講習修了試験細目の取扱いについて」

2018. 11. 26 基発1126第10号「毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査に係る調査票情報の提供について（申出）」

2018. 11. 26 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき本社指導を行う企業の傘下事業場のうち過労死等を発生させたものに対する指導状況等の情報提供について（依頼）」

2018. 11. 26 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」

2018. 11. 27 基安安発1127第1号「工業標準の改正について（公示）」★

2018. 11. 28 基安労1128発第1・2号「東電福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施等について」

2018. 11. 29 基安安発1129第1・2号「冬季における転倒災害防止対策の推進について」★

2018. 11. 30 基発1130第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について」☆

2018. 11. 30 基発1130第2号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等に規定する届書等の様式について」☆

2018. 11. 30 基発1130第3号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」☆

2018. 11. 30 基徴収発1130第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の取扱いについて」

2018. 12. 5 基発1205第4号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」☆

2018. 12. 5 基政発1205第1号「リーフレット「働き方が変わります!!（HP情報入り）」及び「年次有給休暇の時季指定義務」ほか3種の都道府県への周知依頼の実施について」

2018. 12. 6 基発1206第2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」☆

2018. 12. 6 計画課事務連絡「降積雪期における防災態勢の強化等について」★

2018. 12. 7 基発1207第1号「「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に

2018年度 労働基準行政関係通達

- 関する指針」等の周知等について」★
2018. 12. 7 基監発1207第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」
2018. 12. 12 基発1212第1号「「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について」☆
2018. 12. 12 補償課事務連絡「「アフターケア通院費支給要綱」の改正予定のお知らせと対応依頼について」
2018. 12. 12 化学物質対策課事務連絡「「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」の送付について」
2018. 12. 13 基保発1213第1号「労働基準行政システムの稼働について」
2018. 12. 14 基発1214第1・2号「労働基準行政システムに係る機械処理手引（基準）の一部改定について」
2018. 12. 18 化学物質対策課事務連絡「船舶に係る石綿障害予防規則に基づく作業届件数等の報告について」
2018. 12. 19 基安発1219発第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への労災補償制度・特別遺族給付金制度及び健康管理手帳制度等の周知について」
2018. 12. 19 基補発1219第1号「石綿ばく露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への労災補償・当別遺族給付金制度及び健康管理手帳等の周知について」
2018. 12. 20 化学物質対策課事務連絡「有害物ばく露作業報告対象物（平成31年対象・平成32年報告）に関する情報について」
2018. 12. 21 補償課事務連絡「平成29年度「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」について」
2018. 12. 21 補償課事務連絡「「休業厚年情報照合結果リスト」の配信等について」
2018. 12. 25 労災保険業務課事務連絡「「労働基準行政システムの稼働に係る留意事項について」
2018. 12. 26 基発1226第1号「平成30年度全国労災補償課長会議の開催について」
2018. 12. 27 基監発1227第1号「平成31年度「36協定未届事業場に対する相談支援事業」の実施準備について」
2018. 12. 27 基安発1227発第1号「特定緊急作業従事者（国の援助対象者）に対するがん検診等の実施等について」
2018. 12. 28 基発1228第2・3号「官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について」
2018. 12. 28 基発1228第4号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」☆
2018. 12. 28 基発1228第8～10号「労働施策基本方針の策定に係る周知について」
2018. 12. 28 基発1228第11号「「労働基準監督官行動規範」の策定について」
2018. 12. 28 基発1228第15号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の解釈等について」☆
2018. 12. 28 基発1228第16号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」☆
2018. 12. 28 基発1228第17号「「労働契約法の施行について」の一部改正について」☆
2018. 12. 28 基発1228第18号「「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」の一部改正について」☆
2018. 12. 28 基発1228第19号「「特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令の施行について」の一部改正について」☆
2018. 12. 28 基監発1228第1号「労働基準監察監督官制度に基づく監督指導業務に対する苦情等への対応に当たって留意すべき事項について」
2018. 12. 28 基安発1228第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」☆
2019. 1. 8 基発0108第4号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2019. 1. 8 基発0108第7号「アフターケア通院費支給要綱の一部改正について」
2019. 1. 8 基補発0108第1号「アフターケア通院費の支給に当たっての留意事項について」
2019. 1. 8 基保発0108第1号「労働基準行政システムに係る「簡易操作マニュアル」の配付について」

2019. 1. 10 基発0110第8号「労災診療費等の審査点検等事務取扱手引の一部改正について」

2019. 1. 10 基安労0110発第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」

2019. 1. 11 基政発0111第1号「各都道府県労働局における医療労務管理支援事業の実施について」

2019. 1. 15 基発0115第5号「時間外・休日労働協定の適正化に係る指導について」

2019. 1. 18 基発0118第3号「失踪した技能実習生の実習実施者等に対する監督指導の実施について」☆

2019. 1. 21 基監発0121第1号「平成31年4月から適用される社内預金の下限利率について」☆

2019. 1. 21 基監発0121第2号「平成30年度第4四半期における医師の長時間労働等に係る指導に当たって留意すべき事項について」

2019. 1. 25 基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」☆

2019. 1. 25 基発0125第2号「安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について」☆

2019. 1. 25 基発0125第6号「平成30年度中央労働基準監察結果の概要について」

2019. 1. 25 化学物質対策課事務連絡「石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員の平成31年度の配置数及び勤務日数について」

2019. 1. 28 基安安発0128第1号「工業標準の改正について(公示)」★

2019. 1. 29 基発0129第5号「「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム管理規程」の改定について」★

2019. 1. 29 基発0129第6号「「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」の改定について」★

2019. 1. 29 補償課事務連絡「労災診療費審査を担当する労災・労働保険適用徴収業務関係非常勤職員の業務内容等に係る留意事項について」

2019. 1. 30 基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」

2019. 1. 30 基発0130第4号「働き方改革の推進に向けた労働基準監督署の組織・業務体制の整備について」

2019. 1. 31 基発0131第1号「「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」の改正について」

2019. 1. 31 基監発0131第2号「平成30年度全国監督課長会議分科会のテーマ等について」

2019. 2. 1 基発0201第3・4号「職場における風しんの追加的対策について」

2019. 2. 1 基発0201第5号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携について」

2019. 2. 1 基監発0201第1号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」

2019. 2. 1 基監発0201第2号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」

2019. 2. 1 基監発0201第3号「平成30年度における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知に当たって留意すべき事項について」

2019. 2. 1 基安労0201発第1号「平成30年度における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知に当たって留意すべき事項について」

2019. 2. 4 基監発0204第1号「安全衛生部署に配置された労働基準監督官が行う個別指導と労働災害防止主眼監督の一体的実施に当たり留意すべき事項について」

2019. 2. 4 基安計発0204第1号「安全衛生部署に配置された労働基準監督官が行う個別指導と労働災害防止主眼監督の一体的実施に当たり留意すべき事項について」

2019. 2. 5 基補発0205第1号「技能実習生の労災認定に係る情報提供について(回答)」(法務省入国管理局入国在留課長宛て)

2019. 2. 8 補償課事務連絡「労災保険二次健康診

2018年度 労働基準行政関係通達

- 断等給付に係る調書の作成について」
2019. 2. 12 基発0212第2号「平成31年度労働基準監督官採用試験に係る積極的な広報及び受験勧奨の実施に当たって留意すべき事項について」
2019. 2. 12 基発0212第2号「裁量労働制に関する届等の適正化について」
2019. 2. 12 基発0212第3号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領の一部改正について」
2019. 2. 12 基監発0212第1号「チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について」
2019. 2. 12 基監発0212第3号「就業規則の変更届等の受理時等における年次有給休暇の利用者による時季指定に関する事項の就業規則への記載に関する労働基準監督機関の対応について」
2019. 2. 12 補償課事務連絡「労災保険二次健康診断等の実施状況に関するアンケート調査の実施に要する郵便料金受取人払いの取扱いについて（依頼）」
2019. 2. 13 基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2019. 2. 14 基発0214第3号「『安全衛生改善計画の運用に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」
2019. 2. 14 基発0214第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」☆
2019. 2. 14 基安発0214第1号「平成31年度「地域両立支援推進チーム」の運営方針について」
2019. 2. 14 労働衛生課事務連絡「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の交付について」
2019. 2. 15 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき本社指導を行う企業の傘下事業場のうち過労死等を発生させたものに対する指導状況等の情報提供について（依頼）」
2019. 2. 15 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社指導に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
2019. 2. 18 基政発0218第2号「トラック運送業における取引環境及び長時間労働の改善に向けた荷主等に対する周知について」
2019. 2. 19 労災発0219第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」☆
2019. 2. 25 補償課事務連絡「適切な審査請求処理計画の策定及び進行管理について」
2019. 2. 26 基発0226第3号「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮に係る団体要請の実施について」
2019. 2. 26 基発0226第4号「平成30年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」★
2019. 2. 26 基安発0226第1～4号「平成31年「STOPP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」
2019. 2. 27 基監発0227第3号「『公共職業安定所における求人不受理の取組等における職業安定行政及び雇用均等行政への協力について』の一部改正について」
2019. 2. 27 基安計発0227第1号・基安安発0227第5号「『計画届審査員の配置等に関して留意すべき事項について』の改正について」★
2019. 2. 28 基発0228第3号「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮に係る団体要請の実施について」
2019. 2. 28 基発0228第19～25号「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮に係る団体要請の実施について」
2019. 2. 28 基総第0228発1号・基政発0228第3号・基安発0228第1号「医療現場における暴言・暴力等のハラスメント対策について（情報提供）」
2019. 2. 28 化学物質対策課事務連絡「地方研修等における石綿対策に関する講師情報の提供について」
2019. 3. 4 基発0304第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件の適用について」
2019. 3. 4 基発0304第3～6号「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮に係る団体要請の実施について」
2019. 3. 6 基監発0306第1号・基保発0306第1号「労働基準関係情報管理ツールの利用開始について」
2019. 3. 8 基発0308第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
2019. 3. 11 安全課事務連絡「平成30年における労

勤災害発生状況の確定について（依頼）」★

2019. 3. 12 基安安発0312第1号「日本工業規格の改正について（公示）」★

2019. 3. 12 計画課事務連絡「融雪出水期における防災態勢の強化について」★

2019. 3. 14 基発0314第56号「高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口の設置について」

2019. 3. 14 基監発0314第1号「高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口の設置に当たっての留意事項について」

2019. 3. 14 基発0314第57号「労働基準行政システムに係る機械処理手引（労災）の一部改定について」

2019. 3. 14 基徴収発0314第1号「平成31年度における労働保険適用徴収業務の見直しについて」

2019. 3. 15 基発0315第12号「特定技能外国人受入れ制度における適正な労働条件及び安全衛生の確保・促進等に向けた法務省入国管理局と厚生労働省労働基準局との間の情報連携に関する確認書」

2019. 3. 15 基発0315第13号「特定技能外国人の労働条件等の確保について」

2019. 3. 15 基監発0314第1号「労働基準監督機関に寄せられる各種情報の適切な処理について」

2019. 3. 15 基監発0314第2号「要監理事業場台帳の適正な運用について」

2019. 3. 15 基監発0314第3号・基安労0315発第1号・基安化発0315第3号・基徴収発0314第1号・基補発0315第2号「特定技能外国人の労働条件等の確保に当たって留意すべき事項について」

2019. 3. 15 基徴収発0315第3号「特定技能外国人の労働条件等の確保に当たっての具体的な事務処理等について」★

2019. 3. 15 基管発0315第1号・基保発0315第1号・基補発0315第3号「労災保険の追加給付等について」

2019. 3. 15 安全課事務連絡「平成30年及び平成31年における労働災害発生状況（速報）について」★

2019. 3. 18 基発0318第52号「平成31年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について」

2019. 3. 18 基政発0318第1号「平成31年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施に当たって留意すべき事項について」

2019. 3. 18 労働衛生課事務連絡「じん肺管理区分決定の審査請求に対する裁決書の取扱いについて」

2019. 3. 20 基安労0320発第1号「風しんの追加的対策に係るリーフレットについて」

2019. 3. 20 安全課事務連絡「外国人労働者に係る労働者死傷病報告の労働基準行政情報システムの入力情報の確認等について」★

2019. 3. 22 基安安発0322第1号・基安労0322発第1号「「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」の推薦について」★

2019. 3. 25 基発0325第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法及び労働安全衛生法の施行について」☆

2019. 3. 25 基発0325第22号「「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について（内申）」★

2019. 3. 25 基安発0325第1号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育について」☆

2019. 3. 26 基発0326第1号「「労働安全衛生法に基づく製造時等検査の業務を自ら行う都道府県労働局長の変更について」の改正について」☆

2019. 3. 26 基発0326第2～4号「平成31年度全国安全週間の実施について」★

2019. 3. 26 基監発0326第1号・基安労0326発第1号・基安化発0326第1号「外国人労働者が被災者である労働災害に関する労災保険制度の周知等の対応について」

2019. 3. 26 基監発0326第2号「労働基準関係情報管理ツールの利用開始に伴う各機能の入力業務について」

2019. 3. 26 基安安発0326第1号「指定外国検査機関の基準等適合証明書が添付された輸入ボイラー等の使用検査等の運用について」☆

2019. 3. 26 基補発0326第1号「外国人労働者が被災者である労働災害に関する労災保険制度の周知等の対応について」

2019. 3. 27 基安安発0327第2～4号「労働安全衛生

2018年度 労働基準行政関係通達

規則の一部を改正する省令等の周知について」★

- 2019. 3. 27 補償課事務連絡「中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び新任訟務担当者事務指導の実施について」
- 2019. 3. 27 補償課事務連絡「都道府県労働局に対する訟務対応の支援について」
- 2019. 3. 28 基発0328第1号「特別加入団体が事務処理を行うことができる区域について」☆
- 2019. 3. 28 基発0328第3号「労働基準監督官の実地訓練について」★
- 2019. 3. 28 基発0328第6～21号「高校生・大学生等アルバイトの労働条件の確保について（協力依頼）」
- 2019. 3. 28 基発0328第26号「「平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業の運営について」」
- 2019. 3. 28 基発0328第28号「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」☆
- 2019. 3. 28 基発0328第29～31号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について」
- 2019. 3. 28 基安発0328第1号「厚生労働大臣登録検査業者に対する監査指導結果及び改善要請について」★
- 2019. 3. 28 基安発0328第2・3号・基安発0328第1・2号・基安化発0328第1・2号「平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」★
- 2019. 3. 28 基安発0328第11号「平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について」★
- 2019. 3. 28 基安化発0328第3号「平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について」
- 2019. 3. 28 基補発0328第1号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細についての一部改正について」
- 2019. 3. 28 労災発0328第1号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」
- 2019. 3. 29 基発0329第1号「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」☆
- 2019. 3. 29 基発0329第2号「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」の一部改正に

ついて」☆

- 2019. 3. 29 基発0329第4号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う労働安全衛生法及びじん肺法関係通達の整備について」☆
- 2019. 3. 29 基発0329第21号「特定技能外国人の法定労働条件の履行確保のための出入国在留管理機関との相互通報について」
- 2019. 3. 29 基発0329第22号「労災就学援助費の支給についての改正について」
- 2019. 3. 29 基発0329第24号「労働基準関係情報管理ツールに係る利用手引について」
- 2019. 3. 29 基監発0329第1号・基徴収発0329第1号等「外国人雇用管理指針に基づく事業主指導等に係る関係行政機関への情報提供について」★
- 2019. 3. 29 基監発0329第2号・基保発0329第1号「厚生労働省と認可法人外国人技能実習機構との間の情報提供等に関する確認書」
- 2019. 3. 29 基監発0329第4号「強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案に対する地方出入国在留管理局との合同監督・調査の実施に当たって留意すべき事項について」
- 2019. 3. 29 基監発0329第5号「特定技能外国人の法定労働条件の履行確保のための出入国在留管理機関との相互通報制度の運用について」
- 2019. 3. 29 基安発0329第2号「リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」☆
- 2019. 3. 29 基徴収発0329第1号「外国人雇用管理指針に基づく事業主指導等に係る関係行政機関への情報提供について」
- 2019. 3. 29 補償課事務連絡「平成31年度における「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」の入力及び報告について」
- 2019. 3. 30 化学物質対策課事務連絡「建築用仕上塗材の除去作業の石綿発散データについて（木造在来工法の戸建てにおけるモルタルごと除去）」

★ 開示請求中のもの

☆ ウェブサイト掲載等により公表されているもの

無印のものは、開示請求が「行政サービスによる提供」のいずれかによって入手の予定であるが、例年より行政文書開示手続の処理が遅れていて未確定である。

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. ILOの創立100周年宣言

国際労働機関（ILO）は2019年に創立100周年を迎え、100周年記念第108回ILO総会は2019年6月21日の閉会にあたり、「仕事の未来に向けたILO100周年宣言」及び「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶」に関する条約・勧告を採択しました。

100周年宣言は、次のように言っています。

「ILOは、技術革新、人口転換、環境及び気候変動並びにグローバリゼーションによって突き動かされた仕事の世界における根本的な変化のとき、仕事の性質及び未来に深刻な影響をもつ持続的な不均衡のとき、また、そのなかにいる人々の境遇及び尊厳の上に、その100周年を迎えています。

すべての者に完全で包摂的かつ自由に選択された雇用及びディーセントワーク〔働きがいのある人間らしい仕事〕をともなった、公正で包摂的かつ安定した仕事の未来を具体化するために、チャンスをつかむとともに、諸課題に取り組むよう緊急に行動することが絶対必要です。

そのような仕事の未来は、誰も取り残すことなく貧困に終止符をうつ、持続可能な発展のための基礎です。

ILOは、たゆみない活力をもって次の100年間に於いて、労働者の権利並びにすべての者の必要、願望及び権利を経済、社会及び環境政策の中心に据えた、仕事の未来に向けた人間中心のアプローチを一層発展させることによって、社会正義のためのその憲章上の使命を前進させなければなら

ません。

ユニバーサル・メンバーシップに向けた、過去100年間の機関の成長は、世界のすべての地域において社会正義が実現され得ること、及び、この努力に向けたILOの構成要素の完全な貢献は、その三者統治への彼らの完全で平等かつ民主的参加を通じてのみ保証されることを意味しています。」

かなり抽象的な言い回しですが、いくつかの重要なキーワードが含まれていると思います。

また、対処が必要な具体的かつ現代的な課題として、100周年宣言のなかで取り上げられているものをあえて抜き出そうとすれば、以下をあげることができそうです。

- ① 国内及び世界的サプライチェーンにおけるものを含め、多様なかたちの就労形態、生産及びビジネス・モデルが、社会的及び経済的進歩のためにチャンスを利用し、ディーセントワークを提供し、また、完全で生産的かつ自由に選択された雇用に資するものであるよう確保する〔新たに現われているビジネス・モデル等がそのようなものになっていないことを警告していると思います〕。
- ② 高度に国際統合された分野または部門におけるものを含め、国境を越えた協力を発展させる。
- ③ インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を促進する。
- ④ プラットフォーム労働を含む、仕事のデジタル変容に関係した仕事の世界における課題及び機会に対応する〔世界の主要IT4社－グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン－をさすGAFAだけでなく、日本で言えば楽天やヤフー等々も含

めたプラットフォーム・ビジネスは日本でも話題になりつつあるところだ。]

また、安全と健康がディーセントワークの基礎である [fundamental] であることが、繰り返し述べられています。

まず、①ILOがその努力を向けるべき方向性、②社会対話及び③効果的な職場協力の重要性と並べて、④「安全かつ健康的な労働条件がディーセントワークの基礎である」ことを、ILO総会として宣言しています。

加えて、すべての労働者が、次のことを考慮した、ディーセントワークの課題に沿った適切な保護を享受できるよう制度を強化するよう、加盟国に呼びかけています。

- ① 労働者の基本的諸権利の尊重
- ② 法定のまたは交渉により合意された、適切な最低賃金
- ③ 労働時間の最大限度
- ④ 労働における安全及び健康

100周年宣言では、現在及び未来のありうべき労働安全衛生についてくわしくふれているわけはありませんが、同時に採択された条約・採択が、その内容の少なくとも一端を示してくれていると言えそうです。

2. ILO暴力・ハラスメント条約・勧告

それが、2011年に家事労働者条約（第189号条約）が採択されて以来8年ぶりの新条約となった [その前は2007年の漁業労働条約、勧告のほうは2017年に平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事に関する勧告（第205号勧告）が採択されています]「仕事の世界における暴力・ハラスメント条約」（第190号条約）です。「仕事の世界における暴力・ハラスメント勧告」は、第206号勧告となりました。

この条約は、「仕事の世界における暴力・ハラスメントが人権侵害であり得ること、平等な機会への脅威であり、容認できず、かつディーセントワークと相容れないものであること」を認め、「加盟国は、暴力・ハラスメントをまったく容認しない一般環境を促

進する責任があること」を想起しています。

条約は、それ自体が幅広い定義・適用範囲を示しつつ（第1～3条）、加盟国が「ジェンダーに基づく暴力・ハラスメントを含む、仕事の世界における暴力・ハラスメントを定義及び禁止する法令を採用する」ことを求めています。

条約で防止対策として規定されているのは、次のことを使用者に求める法令を採用することです（第9条）。

- ① 管理（コントロール）の程度に見合った適切な（諸）措置をとる。
- ② 労働者・労働者代表と協議の上、職場政策（方針）を採用・実行する。
- ③ 労働安全衛生管理（マネジメント）において暴力・ハラスメント及び関連する心理社会的リスクを考慮する。
- ④ 労働者・労働者代表の参加を得て、暴力・ハラスメントの危険を特定し（ハザード・アイデンティフィケーション）、リスクを評価し（リスク・アセスメント）、それらを防止・管理する（リスク・プレвенション/コントロール）ための（諸）措置をとる。
- ⑤ 関係する労働者その他関係者に対して、自らの権利と責任、特定された暴力・ハラスメントのハザードとリスク、講じられる防止・保護（諸）措置に関する情報・訓練を提供する。

直接に「労働安全衛生」に言及しているのは③だけですが、④はまさに労働安全衛生におけるリスク・マネジメントの原則そのものであり、これに②と⑤を合わせれば、労働安全衛生マネジメントシステム（OSH-MS）の説明としてそのまま通用します。勧告では、職場政策（方針）の設計・実行・監視（PDCA）についてふれ、また、暴力・ハラスメントは容認されないことを言明するとともに、適切な場合には計測可能な目標をもった暴力・ハラスメント防止プログラムの策定等についても規定しています。労働安全衛生対策のエッセンスが再確認されているとともに、暴力・ハラスメントにも同じアプローチで対処することができる/すべきという国際的コンセンサスを確認することができると考えます。

なお、③については、「職場における」を挿入するという修正案が出されたものの、「職場に限定する

ものではない」という労働者代表と政府代表多数の反対で否決されています。

他方で①は、同じく適用対象が幅広いこととの関連で、限定的な意味で「(個々の使用者の規模や事業内容等の具体的状況に応じた)管理(コントロール)の程度に見合った」という語句の追加に、労働者代表も妥協したものです。しかし、これを「管理の(諸)段階に応じた適切な(諸)措置」とすれば、リスク・プレвенション/コントロールの基本原則(発生源対策、工学的対策、管理的対策、個人的対策(あるいは一次予防、二次予防、三次予防)といった管理の(諸)段階に応じた適切な(諸)措置をとること、及び、常に上位の段階の措置を優先すべきこと)への言及と言えるかもしれません。

ILO創立100周年というひとつの時代の節目に、新たな100年を見据えた以上のような動きに照らして、私たちの課題を考えてみることは、意義があることのように思われます。

3. 日本の労働安全衛生対策

ひるがえってわが国の状況を見ると、労働施策総合推進法の改正によるパワーハラスメント防止対策の法制化や男女雇用機会均等法の改正によるセクシャルハラスメント等防止対策の強化が図られたとはいうものの、それらは、ILO条約を批准できる内容にはなっていません。

ハラスメントの定義の不十分さ、ハラスメントを禁止していないこと、事業主の講ずべき雇用管理上の措置は「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置」であって防止対策が不十分、暴力・ハラスメントによる緊急・重大な危険がある仕事の状況から離れる権利が規定されていないことをはじめ救済対策も不十分など、ILO条約・勧告の内容と比較することで浮かび上がってくる、見直しが必要な課題も少なくありません。

さらに、働き方改革-とりわけ労働時間規制の見直しと関連した労働安全衛生法改正も実施されました。しかし、主な内容は長時間労働をさせてしまった後の医師による面接指導義務の拡大です。

ストレスチェック制度を導入した前回の労働安全衛生法改正の主な内容も、高ストレス者に対する医師による面接指導義務の新設でした。そして、これらによって事業者が収集・保管・使用する労働者の心身の状態に関する情報を増加させてしまったなかで、その「情報の適切な取扱い」についても、新たに規定しなければならなくなっていました。

国際的にみれば、長時間労働、ストレス、暴力・ハラスメントなどはすべて心理社会的ハザード/リスクとしてとらえられ、前述した労働安全衛生の原則的アプローチにしたがって対策を講じなければならぬことが義務づけられています。

日本の労働安全衛生法は、労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメント等をおずおずと(自主的取り組みや努力義務(危険有害化学物質についてのみ後者が罰則付き)として)取り入れながらも、事業者が対策を講ずべき危害(危険又は健康障害)として心理社会的ハザード/リスクはいまだに明記されていません。また、時代遅れの(優先順位付けなしに作業管理・作業環境管理・健康管理を並べる)「労働衛生の三管理」が依然幅をきかせ、それに基づいて策定された腰痛予防やVDT作業の指針・ガイドラインなどの見直しもなされていません。

私たちはこの間、上述してきた以外にも、アスベスト対策、原発被ばく労働対策、外国人労働者の労働安全衛生対策等などに力を入れています。労働安全衛生の原則的アプローチを踏まえて、個別対策及び労働安全衛生全般対策の抜本的見直しを求めていく必要があると思います。

4. 日本の労災補償対策

ILOの暴力・ハラスメント条約は、「適切かつ効果的な救済」や「制裁」についてふれ(第10条)、勧告は、この「救済」に補償を受けて退職する権利、復職、損害に対する適切な補償等が含まれる等としていますが、とくに労災補償には言及していません。暴力・ハラスメントによる精神障害の労災補償の実績という点では、日本は国際的に経験があるほうの国に分類されるかもしれません。

また、ILO創立100周年宣言にも労災補償への特別の言及はありませんが、この間の内外の経験から指摘できることはあります。大きく言って、横方向―補償の対象と、縦方向―補償の内容・水準、及びその他の課題を考えることができます。

労働者数当たりの職業病補償件数を欧州諸国と比較すると著しく低い水準です。日本の職業病が少ないのではなく、補償されていないのです。石綿関連疾患について死亡年別の補償状況の公表継続に成功している結果、本来補償されるべき事例のうちどれだけ補償されているかという割合の検証を本誌が独自に行っています。同様の発想を労災職業病全般にひろげ、補償件数の増大に取り組むべきです。

関連して、石綿関連疾患で実現している事業場名公表もひろげられるべきです。

また、認定率が計算できる決定件数（不支給件数）の公表は限定的ですが、例えば、石綿関連疾患と比較した、脳・心臓疾患、精神障害、筋骨格系障害の認定率の低さは、そのこと自体が問題にされるべきだと考えます。認定率を上げるということを目的のひとつに掲げながら、認定基準の見直しを迫ることができればより望ましいことです。

さらに、「新たな職業病」「隠れた職業病」に関する実効性のある対策も求められています。例えば、欧州だけでなく、韓国と比較しても、石綿がん以外の日本の職業がんの補償件数は低すぎます。

補償の内容・水準に関しても、石綿関連疾患について、①裁判・上積み補償、②労災保険法、③環境省関係救済法という三つのレベルに明確に区分されたことから考えられることもありそうです。この間、①のための企業交渉や裁判、③の救済法の見直しに取り組んできましたが、②の労災保険給付の内容・水準の見直しも検討されるべきでしょう。

また、直接労災補償関連ということではありませんが、過労死防止基本法制定により、その対策新協議会への当事者委員の参加が制度化されたことや、過労死防止対策大綱に基づいて実施されている調査・研究や啓発活動などについても、他の労災職業病にもひろげていくという課題を引き出すことができます。

5. 国境を越えた国際連帯

前出のILO創立100周年宣言も「国境を越えた協力」の重要性を指摘しています。

この点では私たちは、労災職業病・安全衛生やアスベスト問題に取り組むアジア・世界の被害者・NGO等の草の根連帯の構築・発展に、一定の蓄積をもっています。

とくに最近、アスベスト被害者・家族同士の国際連帯、アジアの半導体職業病事件―韓国サムスン・台湾RCA―の歴史的展開のなかでの相互交流などが進み、また、今年は労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROEV）の10月ソウル開催に協力を求められるなどの進展もあり、内外で関係を広めるとともに、深めていきたいと思っています。

6. 組織・財政等

昨年度は、過去10年間続いた大口カンパがなく、大変な財政的危機におちいりました。活動・情報・サービス等を低下させることなく支出の抑制を図るとともに、幸いにも多くの方々による緊急カンパへのご協力等により、乗り切ることができました。

しかし、構造的な収入不足は継続しているため、可能な支出抑制の努力を続けるとともに、各地域センターに対する会費の値上げ等のご検討や、ひろく皆さまに会員になっていただけたような方/団体のご紹介等のお願いをさせていただいているところです。

困難をむしろ好機として、この機会に、これからの全国安全センターの体制・運営のあり方を確立していきたいと考えています。皆さまからの一層の提案及び参加を歓迎します。

また、全国安全センターのメーリングリストに加えて、課題別―アスベスト（石綿対策全国連絡会議）、メンタルヘルス・ハラスメント、原発被ばく労働でもメーリングリストや対策局が運営されています。登録ご希望の方はぜひご連絡ください。昨年度は、久しぶりに地方公務員災害補償基金との交渉も行い、今後継続していく予定です。



2018年度収支決算案

2018年4月1日から2019年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,799,000	1,449,000	350,000	1,500,000	299,000
賛助会費	4,680,000	4,900,000	▲ 220,000	5,000,000	▲ 320,000
購読会費	543,400	405,000	138,400	500,000	43,400
寄付金収入	7,048,000	6,000,000	1,048,000	6,000,000	1,048,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	734,795	1,265,707	▲ 530,912	1,000,000	▲ 265,205
前期繰越金	3,041,192	4,045,255	▲ 1,004,063	3,041,192	0
合計	17,846,387	18,064,962	▲ 218,575	17,041,192	805,195

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	8,646,230	9,066,740	▲ 420,510	9,400,000	▲ 753,770
活動費	1,806,375	1,488,952	317,423	1,600,000	206,375
印刷費	2,455,059	2,708,121	▲ 253,062	2,500,000	▲ 44,941
通信運搬費	605,960	545,885	60,075	600,000	5,960
什器備品費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
図書資料費	9,230	84,978	▲ 75,748	100,000	▲ 90,770
消耗品費	7,113	17,500	▲ 10,387	100,000	▲ 92,887
会議費	534,836	1,048,716	▲ 513,880	900,000	▲ 365,164
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	242,718	62,878	179,840	60,000	182,718
予備費	0	0	0	1,681,192	▲ 1,681,192
小計	14,307,521	15,023,770	▲ 716,249	17,041,192	▲ 2,733,671
次期繰越金	3,538,866	3,041,192	497,674		
合計	17,846,387	18,064,962	▲ 218,575		

貸借対照表(2019年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	166,011		147,464	
預金				
普通預金(中央労働金庫)	2,423,474		2,282,521	
普通預金(みずほ銀行)	215,905		177,503	
普通預金(三井住友銀行)	331,516		418,514	
郵便振替	401,960		15,190	
資産合計		3,538,866		3,041,192

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	3,538,866		3,041,192	
正味財産合計		3,538,866		3,041,192
負債及び正味財産合計		3,538,866		3,041,192

2019年度収支予算案

2019年4月1日から2020年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
地域C会費	2,000,000	1,799,000	201,000	1,500,000	500,000
賛 助 会 費	5,000,000	4,680,000	320,000	5,000,000	0
購 読 会 費	600,000	543,400	56,600	500,000	100,000
寄付金収入	5,000,000	7,048,000	▲ 2,048,000	6,000,000	▲ 1,000,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑 収 入	600,000	734,795	▲ 134,795	1,000,000	▲ 400,000
前期繰越金	3,538,866	3,041,192	497,674	3,041,192	497,674
合 計	16,738,866	17,846,387	▲ 1,107,521	17,041,192	▲ 302,326

2) 支出の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
人 件 費	7,800,000	8,646,230	▲ 846,230	9,400,000	▲ 1,600,000
活 動 費	1,300,000	1,806,375	▲ 506,375	1,600,000	▲ 300,000
印 刷 費	2,400,000	2,455,059	▲ 55,059	2,500,000	▲ 100,000
通信運搬費	600,000	605,960	▲ 5,960	600,000	0
什器備品費	50,000	0	50,000	100,000	▲ 50,000
図書資料費	30,000	9,230	20,770	100,000	▲ 70,000
消 耗 品 費	20,000	7,113	12,887	100,000	▲ 80,000
会 議 費	600,000	534,836	65,164	900,000	▲ 300,000
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑 費	60,000	242,718	▲ 182,718	60,000	0
予 備 費	3,878,866	0	3,878,866	1,681,192	2,197,674
合 計	16,738,866	14,307,521	2,431,345	17,041,192	▲ 302,326

2019年度役員体制案

議 長	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中 地 重 晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
運 営 委 員	川 本 浩 之	(NPO法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	西 山 和 宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従)
事務局次長	澤 田 慎一郎	(専従)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	田 島 陽 子	(関西労働者安全センター事務局長)※
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター)
顧 問	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

※追加の可能性あり。

安全センター情報目次

2018年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害/アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

安全センター情報目次

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン/電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題/上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康/アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式/じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉/改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)/VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初発の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳心・精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立

安全センター情報目次

- 5月号 中国・寧波の豊じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

■2014年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法令の改正提案
- 5月号 原発被ばく労働問題をめぐる状況
- 6月号 学校アスベスト
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 脳心・精神障害の労災補償/過労死防止法
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
- 10月号 せき髄損傷の労災補償
- 11月号 石綿疾患患者と家族の会10周年
- 12月号 職業性胆管がん事件/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
- 1・2月号 過労死等防止対策推進法施行
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2014

■2015年度特集目次

- 4月号 ストレスチェックの義務化
- 5月号 心理社会的リスクへの対応
- 6月号 泉南国賠訴訟最高裁判決その後
- 7月号 原発被ばく労働/受動喫煙防止措置
- 8月号 ストレスチェック指針・実施マニュアル
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2014→2015
- 10月号 クボタ・ショックから10年
- 11月号 アジアで相次ぐ産業災害
- 12月号 未曾有の原発事故から四年半
- 1・2月号 石綿救済法から10年の救済状況検証
- 3月号 染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん

■2016年度特集目次

- 4月号 アジアのアスベスト禁止 2015
- 5月号 放射線被ばくと白血病
- 6月号 救済法10年間のアスベスト対策見直し
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷の推計
- 8月号 脳心・精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2015→2016
- 10月号 労災保険審査請求制度等の改正
- 11月号 石綿環境被害救済小委員会報告案
- 12月号 パワーハラスメントのない職場づくり
- 1・2月号 石綿被害救済検証/職業がんをなくそう
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2016

■2017年度特集目次

- 4月号 原発事故から7年目の被ばく労働問題の現状と課題
- 5月号 感情労働の現状と対策
- 6月号 震災アスベストプロジェクト報告
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷GBD2015
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2016→2017
- 10月号 患者と家族の会イギリス訪問団
- 11月号 BANJAN30周年記念国際集会
- 12月号 石綿疾患死亡世界負荷の推計

- 1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証
3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2017

■2018年度特集目次

- 4月号 法改正・制定をめぐる動き
5月号 第13次労働災害防止計画
6月号 職場のパワーハラスメント防止対策
7月号 「新たな」「隠れた」職業病の把握
8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2017→2018
10月号 中皮腫キャラバン隊・100人集会
11月号 建設アスベスト訴訟高裁四連続勝訴
12月号 世界的二大職業病事件に歴史的進展
1・2月号 ①石綿被害補償・救済状況の検証／②「働き方改革」関連
3月号 「働き方改革関連法」による安衛法改正

2018年 4月号 (通巻458号)

2018年3月15日発行 66頁 800円

■特集/法改正・制定をめぐる動き

- 労働時間規制緩和は撤回を
他に提案される法制定・改正
過労死・パワハラ防止で新たな提案 ……2
要請書「パワハラ防止に向けた法制化を」 ……9
(別紙)パワハラ労災被害者の体験談 ……11
ILO「暴力・ハラスメントの根絶」報告書 ……18
過労死等防止対策推進協議会7委員意見 ……29
半導体産業の職業病問題
韓国から遺族と活動家が来日 ……36
サムスン半導体職業病問題関係資料 ……42
台湾安全衛生フォーラムで過労死問題報告 ……44
RCA半導体職業病裁判高裁で再び勝訴 ……47

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- 英:システム建築学校の隠れたアスベスト ……53
【各地の便り/世界から】

- カンボジア人技能実習生上司の暴言暴行で精神疾患
東京●会社の労災隠し追及から労災認定 ……55
給付基礎日額を自庁取り消し
静岡●定年後再雇用時に中皮腫を発症 ……57
技能専門学校教員の中皮腫
山梨●基金による的外れな公務外認定 ……61
名ばかり個人請負労災認定
兵庫●労基署は労働者性ありと判断 ……63
アルバイト時の建材立証要求
富山●石綿裁判で東京地裁が不当判決 ……64
半導体労働者の白血病リスク

韓国●女性で2.57倍高いとする調査結果 ……65

2018年 5月号 (通巻459号)

2018年4月15日発行 64頁 800円

■第13次労働災害防止計画

- 死傷、全体・業種目標共に
達成できず、死亡は可能性あり
毎年計画の実施状況を確認・評価・公表 ……2
第13次労働災害防止計画 ……18
2018年度労災補償業務運営留意事項通達 ……32
首都圏建設アスベスト訴訟
東京第一陣東京高裁判決
3月14日東京高裁判決要旨/原告団等声明 ……39
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
ジンバブエ:アスベスト鉱山が息を吹き返す ……46
カナダ:外国の匿名利害関係者が禁止阻止追求 ……47
カナダ:鉱滓利用反対公衆衛生局長に脅し ……49
ウクライナ:アスベスト禁止に向け第2ラウンド ……50

【各地の便り/世界から】

- 第6回職業がんなくそう集会
東京●新たな取り組み・相談の報告も ……51
職業患者ら会社を提訴
福井●三星化学工業膀胱がん事件 ……56
造園業従事者の石綿肺がん
埼玉●決め手となった石綿小体・石綿繊維数 ……58
震災後瓦礫収集作業で中皮腫
兵庫●公務災害認定求め行政訴訟 ……60
石綿麻袋再生利用で中皮腫
東京●椅子張り職人の死亡労災認定 ……61
高齢者マンションの介護で労災
大阪●おごりな事業者の対応 ……62
パワーハラスメント相談に対応
韓国●雇用不安とうつ病の関係示す論文も ……62

2018年 6月号 (通巻460号)

2018年5月15日発行 70頁 800円

■特集/職場のパワーハラスメント防止対策

- 「提言」から流れが変わった
職場のパワハラ防止対策検討会報告書
IMC代表・千葉茂 ……2
今こそ、ハラスメント規制立法の制定を
ハラスメント絶滅なくして「働き方改革」は不可能
滋賀大学名誉教授・大和田敢太 ……12
職場のパワハラ防止対策検討会報告書 ……17
ILO「暴力・ハラスメントの根絶」報告書V(2) ……38

安全センター情報目次

労働組合の考え方と取り組み ILO-ACTRAV	…44
2018年度監督指導業務運営留意事項通達	…52
【各地の便り/世界から】	
介護等の実態調査結果公表	
環境再生保全機構●制度の見直し必要	…64
交通事故に被災しうつ病を発症	
東京●事故から4年半後に労災認定	…65
石綿肺がん監視訴訟敗訴	
神奈川●現役国労組合員の労災死亡に	…66
間接部門含め原告全員和解	
香川●エタニット高松石綿国賠訴訟	…66
労働者の作業中止権限を強化	
韓国●胎児の健康被害と労災補償	…67
省庁交渉だよ！ 全員集合のご案内	…69

2018年 7月号 (通巻461号)

2018年7月15日発行 66頁 800円

■特集/「新たな」「隠れた」職業病の把握

「新たな」「隠れた」職業病	
どうやって早期把握するか？	
日本の現状と海外の監視・警報制度	…2
EU-OSHA 労働関連疾患を把握する方法：	
監視・警報アプローチのレビュー(1)	…6
ISO45001 OSH-MS規格	
ILOはISOとの協力合意終了	
三者合意による国際労働基準とは別物	…32
ILO理事会 ISOとの合意実施状況のレビュー	…34
TUC:ISO45001 労働組合のためのガイド	…40
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
ICOH:労働衛生に関するダブリン宣言	…52
アスベスト産業に対する公開書簡—終焉は近い—	…55
【各地の便り/世界から】	
中皮腫労災認定基準を批判	
愛知●淑徳学園教員行政訴訟高裁判決	…57
中皮腫に1年曝露基準は不当	
愛知●名古屋高裁判決の内容	…58
びまん性胸膜肥厚による死亡	
大阪・山口●スレート工場勤務、心臓疾患死	…60
じん肺患者の誤嚥性肺炎による死亡	
群馬●判断は労働保険審査会へ	…62
大田区で石綿講演会&相談会	
東京●石綿工場と住民の健康被害	…64
石綿肺がん行政訴訟敗訴	
神奈川●現役国労組合員だった竹井さん	…65
顧客の暴言・暴行対策義務化	
韓国●産業安全保健法を改正	…66

2018年 8月号 (通巻462号)

2018年7月15日発行 64頁 800円

■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定

精神障害請求過去最多更新	
認定率では精神障害が減少	
裁量労働制対象データ公表継続	…2
勤務間インターバル等で数値目標	
労働行政機関等における対策も	
過労死等防止対策大綱を変更	…20
「安全帯」はなくなり「墜落制止用器具」	
墜落災害防止個人用保護具で大改正	
厚生労働省が安全使用ガイドライン公表	…24
EU-OSHA 労働関連疾患を把握する方法：	
監視・警報アプローチのレビュー(2)	…6
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
ロシアではいままも採掘・使用されている	…50
ロシアのアスベスト製品にトランプの顔を印刷	…53
【各地の便り/世界から】	
はつりじん肺訴訟が和解解決	
大阪●末端労働者がゼネコンに責任問う	…55
ケガが絶えない東京デイズニerland	
千葉●胸郭出口症候群労災認定の取り組み	…57
アスベスト肺がん訴訟が始まる	
神奈川●約30年間大工仕事に従事	…58
ニチアス王子工場初の国賠和解	
奈良●新たに6人の元従業員・家族が提訴	…61
脾がんと放射線被ばく	
厚労省●医学的知見検討会報告書	…61
職業病認定の基準等を緩和	
韓国●高危険事業場に「過労死予防事業」	…62

2018年 9月号 (通巻463号)

2018年8月15日発行 76頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2017年→2018年	
1. 労働災害・職業病の統計データ	…2
2. 労働災害・職業病の発生状況	…7
3. 労働安全衛生対策	…11
4. 化学物質 対策等	…14
5. 労災補償対策	…17
統計資料	…18
2017年度労働基準行政関係通達	…51
■国家安全センター第29回総会議案	
第1号議案：活動報告と方針案	…59

第2号議案:2016年度収支決算案	63
第3号議案:2017年度収支予算案	65
第4号議案:2017年度役員体制案	66
安全センター情報2017年度目次	67
全国安全センター規約・規定	66

2018年 10月号 (通巻464号)

2018年9月15日発行 66頁 800円

■特集/中皮腫キャラバン隊・100人集会

中皮腫患者さんのイニシアティブ キャラバン隊から100人集会 BANKO10周年で韓国キャラバン隊も実現	42
中皮腫サポートキャラバン隊 活動報告～明るく元気にいこうぜ～ 石綿全国連第30回総会報告:右田孝雄	11
ノンス社会のための被害者の声 韓国・日本・インドネシア3か国の交流・連帯	18
改正労災審査請求制度の実務的対応について 神奈川労災職業病センター・川本浩之	28
ITUC:暴力・ハラスメント労働者代表向けメモ	31
韓国:職場いじめの実態と改善対策	37
EU-OSHA 労働関連疾患を把握する方法: 監視・警報アプローチのレビュー(3)	44
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 アスベスト産業が世界規模のスパイ活動	51
【各地の便り/世界から】 クボタ内外の被害者550人超 兵庫●クボタショック12年集会・写真展	55
アスベスト被害根絶尼崎宣言2018	57
技能実習生が除染作業 岩手・福島●ベトナム人Aさんの事例から発覚	58
技能実習生労基法違反70.8% 厚労省●重大・悪質な違反で送検3件	59
石綿肺がん不支給を自庁取り消し 大阪●ブロック工、周囲で石綿吹き付け等	60
45.1%で違法な時間外労働 厚労省●長時間労働疑い事業場監督指導	62
新たな職業がんの認定等続く 韓国●スチュワーデスの白血病も	63

2018年 11月号 (通巻465号)

2018年10月15日発行 66頁 800円

■特集/建設アスベスト訴訟高裁四連続勝訴

国も企業にも責任あり
一人親方も賠償の対象に

国が率先して解決に踏み出すとき	2
労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い のために事業者が講ずべき措置に関する指針	23
非災害性腰痛の労災事例 時代に即した腰痛認定基準の改訂・運用を!	
神奈川労災職業病センター・鈴木江郎	29
労働関連疾患を把握する方法: 監視・警報アプローチのレビュー EU-OSHA 2017年ワークショップ	33
働き方改革関連法による改正後の 安衛法・じん肺法の施行等	42
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 グローバル・アスベスト・ディザスター	49
【各地の便り/世界から】 過労死問題からみた「働き方改革」 北海道●過労死防止学会第4回大会で議論	58
海コン運転手の長時間勤務 茨城●脳梗塞発症に業務上認定	59
エレベーター設置工の中皮腫 東京●石綿に曝露することの多い「何でも屋」	61
博多駅近くに事務所を開設 福岡●常駐体制で相談に応じる	62
患者と家族の会23番目の支部 長野●キャラバン隊迎え支部結成の集い	63
「職場いじめ」禁止義務明示 韓国●ムン・源進レーヨン事件から30年	64

2018年 12月号 (通巻466号)

2018年11月15日発行 68頁 800円

■特集/世界的二大職業病事件に歴史的進展

韓国サムスン仲裁提案受諾 台湾RCA事件最高裁判決 半導体工場職業病被害者・家族らの闘い 国家安全センター・古谷杉郎	2
講座:アスベスト関連疾患 介護保険等の介護サービスについて学ぶ 知っているのと役に立つ!介護保険制度の基礎知識 兵庫医大病院ソーシャルワーカー・福神大樹	25
中皮腫患者さんの介護保険利用の実例3例 患者と家族の会・松島恵一	33
労働関連疾患を把握する方法: 監視・警報アプローチのレビュー EU-OSHA 2018年ワークショップ	36
働き方改革関連法施行に向けた通達	48
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 豪:石綿関連疾患死亡は毎年5億ドルの費用	60

安全センター情報目次

【各地の便り/世界から】

MOCA膀胱がん、労災申請促進等を要請 厚労省●職業病リスト・健康管理手帳の見直し等…62 給付基礎日額を自庁取り消し 和歌山●確定診断日は審査請求 ……64 ニチアスに対する国賠集団提訴 奈良●王子工場中心に15人の被害者…64 ニチアス羽島の国賠和解も 岐阜●さらに新たな相談寄せられる ……65 技能実習生の除染業務調査 法務省等●実態調査はきわめて不十分 ……66 いじめパワハラはっとライン 兵庫●3団体主催で2日間で26件の相談 ……66 職業病立証負担の軽減策 韓国●疫学調査の省略、国選労務士の導入 ……68

2019年 1・2月号 (通巻467号)
2019年1月15日発行 96頁 1,600円

■特集①/石綿健康被害補償・救済状況の検証

中皮腫救済3年連続微増も 近年死亡の救済率減少懸念 中皮腫以外の石綿がん対策抜本的対応必要 …2
--

■特集②/「働き方改革」関連

行政による「措置義務」で終わった ハラスメント防止対策建議 IMC代表・千葉茂…36 労働政策審議会分科会報告書(建議) ……39 「働き方改革」一括法案をめぐる 取り組みの総括と今後の課題 全国安全センター第29回総会記念講演 弁護士・嶋崎量…45 働き方改革関連法施行に向けた通達等 ……60
--

【各地の便り】

サムスン電子がついに被害者らに謝罪 韓国●「ひとつの時代の終わりののはじまり」…86 SANYO-CYP社発症19名に 大阪●胆管がん全国の累計認定者は42名…88 泉南型国賠訴訟343人和解 全国●国54億円賠償、救済開始4年で ……89 パワハラうつ病審査請求で認定

和歌山●疑問の残る労働時間調査…90 労災時効対策の必要性いまだ 大阪●大工の中皮腫、死亡後5年越え…86 築地市場解体時の石綿対策 東京●患者と家族の会支部見学と要望 ……93 個人サンブラーの活用報告書 厚労省●2023年以降全面導入の可否検討 ……94 疫学審査なしで職業がん認定 韓国●感情労働者保護キャンペーンほか ……95

2019年 3月号 (通巻468号)
2019年2月15日発行 64頁 800円

■特集/「働き方改革関連法」による安衛法改正

医師の面談指導が肥大化 心身状態情報の保護必要 安衛法で労働時間の状況の把握義務 全国安全センター・古谷杉郎…2 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い のために事業者が講ずべき措置に関する指針 …23 職業病リストOTのみ追加 OT、MOCAを手帳対象に MOCAによる膀胱がんの労災申請も ……27 日本の肺がん死亡の24%が 職業リスクに起因するもの 世界疾病負荷(GBD2017)推計データ…48
--

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

ブラジル・エターニト国内中止、輸出用生産継続 …56 国際共同声明「STOP-You're Killing Us!」 …57

【各地の便り/世界から】

中皮腫ポータルサイト公開 WEB●情報センター機能も充実 ……59 労災保険等で追加給付支給 厚労省●毎月勤労統計の不適切調査で…60 「人権侵害の温床」の廃止を! 法務省●技能実習生制度拡大の入管法改正 …62 国賠遅延損害金算定の起算点 福岡●国の主張争う裁判に初の判決 ……63 源進闘争30年でマダニ 韓国●職場内いじめ経験者海外の3倍 ……64
--

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこととしたとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp |
| 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階 | TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター | E-mail center@toshc.org |
| 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター | |
| 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター | E-mail k-oshc@jca.apc.org |
| 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 | TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp |
| 〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp |
| 〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟 | E-mail KFR00474@nifty.com |
| 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 | E-mail roushokuken@be.to |
| 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp |
| 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp |
| 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp |
| 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp |
| 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp |
| 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp |
| 〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp |
| 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター | |
| 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | / FAX (0858) 23-0155 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター | E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp |
| 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp |
| 〒793-0051 西条市安知生138-5 | TEL (0897) 64-9395 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター | |
| 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp |
| 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp |
| 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>